

352  
382



始



特 231  
657



營業案內

藥業讀本  
賣藥名鑑

## 序

私は、賣藥業界の大先輩、玉置金八（故金衛）翁の薫育を享くこと年久しく、故翁の慈仁なる指導に依り、賣藥卸賣の業を、現在の地に獨立創始したのは、實に明治卅八年でありました。自來、業界の有力なる先輩並に本舗諸氏の深甚なる眷顧と、得意先各位の至大なる愛顧とに由り、業績は極めて好調裡に進展し、今や其第三十週年を迎ふるの榮光を見るに至つたのであります。

而も此間、各位の私に對する高援は單に、業務上のみならず、一面社會的にも淺學菲才の不肖を鞭撻推舉して、日本橋區會議員の公職に就かしむること、既に三期十二年の長きに及び、又業界に於ては、東京賣藥同業組合の理事、或は東京賣藥卸賣同業會に副會長たるの重職を與へらるゝ等、其庇護の甚大なること、今昔を省みて感激殊に深きを覺ゆるのであります。

おもふに、賣藥卸賣の業務たるや製造家と販賣家との仲間に介在し、取引上に圓滑なる進展を圖り、兩者の緊密なる連絡をなすの機關たるに他ならず、隨つてこれに従事するも

のは、須らく、至誠を以てこれに對し、不斷の努力を以て其業に盡すことに由り、始て其負荷を全ふする處なりと信じます。私は、創業以來、忠實に此信念の實行に努めて居りますが。恐らく、今日此光榮の三十週年を迎へ得たる所以も亦是にありと確信します。依て私は、今後も此至誠と努力を生命とし、一層其業務の發展に盡し、以て、各位の深甚なる恩顧に酬ひんことを期するものであります。

爰に三十週年の光榮を紀念すべく、本書を上梓するに當り、聊か微衷を披瀝し、以て序となす次第であります。

昭和八年秋



玉置文治郎商店

店主 玉置文治郎

## 玉置文治郎商店營業案内

- 弊店では、お得意様に對しまして所謂胸襟を披き、一點の隔意なき、極めて誠意ある御取引を致すことを、唯一の信條と致し、これを遵奉しております。
- 隨て、お取引上には、新舊と、多寡とを問はず又何等差別を設けず、お得意様に對しては、出來得限り、親切と誠意とを以てつくし、皆様の御便利と御利益を圖ることは、やがては、弊店繁昌の因と信じて、これを忠實に實行しております。
- 特に、御経験淺き方、新たに御開業の方、等に對しましては、多年の経験に基き、萬遺憾なきやう、乍憚、御指導申し上げておりますから、又地方遠隔の方には、郵便のお取引でも、市内と同様の御便宜を圖りますから、取引の多少を問はず御遠慮なく、萬事御相談を歡でお待しております。
- 弊店は、多數の店員が、店主の完全なる統制の下に、協力一致、叙上のモットーを忠實に實行し、又店舗を始め、倉庫工場、いづれも最新の運用機關を充實致しておりますから、御取引の場合、正確、親切、敏速の三點は、切實に貴意に添ふこと、期待しております。
- 弊店では、取扱商品の在庫品を十分豊富に用意いたし、いつ、如何程大量の御注文にも應じ得らる、やう常に準備を致しております。
- 弊店の取扱商品は

資藥、藥品、新藥新製劑、賣藥部外品、化粧品、衛生保健用品類、滋養品、榮養劑、防臭防虫劑。  
其他一般藥店に必要な商品全部を取扱つてをります。

### □ 弊店の營業所は

東京市日本橋區横山町三丁目十五(十六、廿一)番地

御來店の場合、市内電車は、淺草橋停留場お下車、兩國橋大通中央、市營バス及び青バスも同所。省線なれば。房總線淺草橋驛より約一丁程の近くでございます。

### □ 卸部専用の電話

浪花(07)二十七番、五十五番、二百〇三番、五百十番

### □ 取引銀行は左記の通り

十五銀行人形町支店、川崎第百銀行馬喰町支店、名古屋銀行東京支店、山口銀行横山町支店、三十四銀行東京支店。

### □ 御送金は以上銀行の外

振替貯金口座、東京八十一番 御利用が最も安全且御便利であります。

□ 弊店では、御注文品は、東京全市並に近縣へは、トラック、オートバイ自轉車等で直接配達を致しますが、其他、小包便鐵道便等でも荷造の堅固と迅速を期して居ります。

□ 弊店では左記の工場に於て専門醫家の指導の下に藥劑師其責に任じ優秀の藥劑を製造しております。

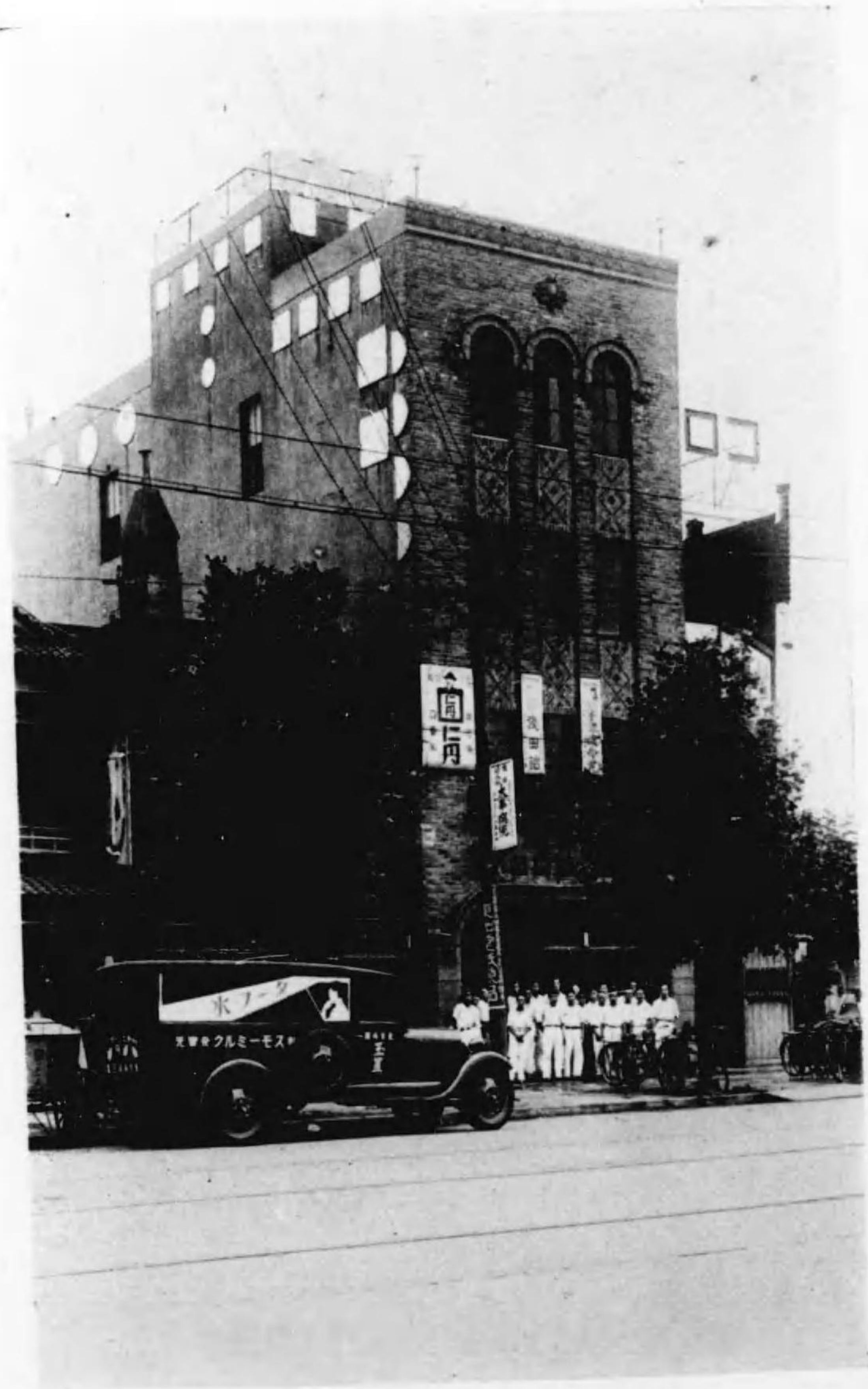
第一工場 淺草區左衛門町一番地、専用電話淺草(84)百十六番、五千七百二十五番、  
第二工場 中野區新井町五八七番地、専用電話、中野、二千四百〇七番、

# 玉置文治郎商店製劑一覽表

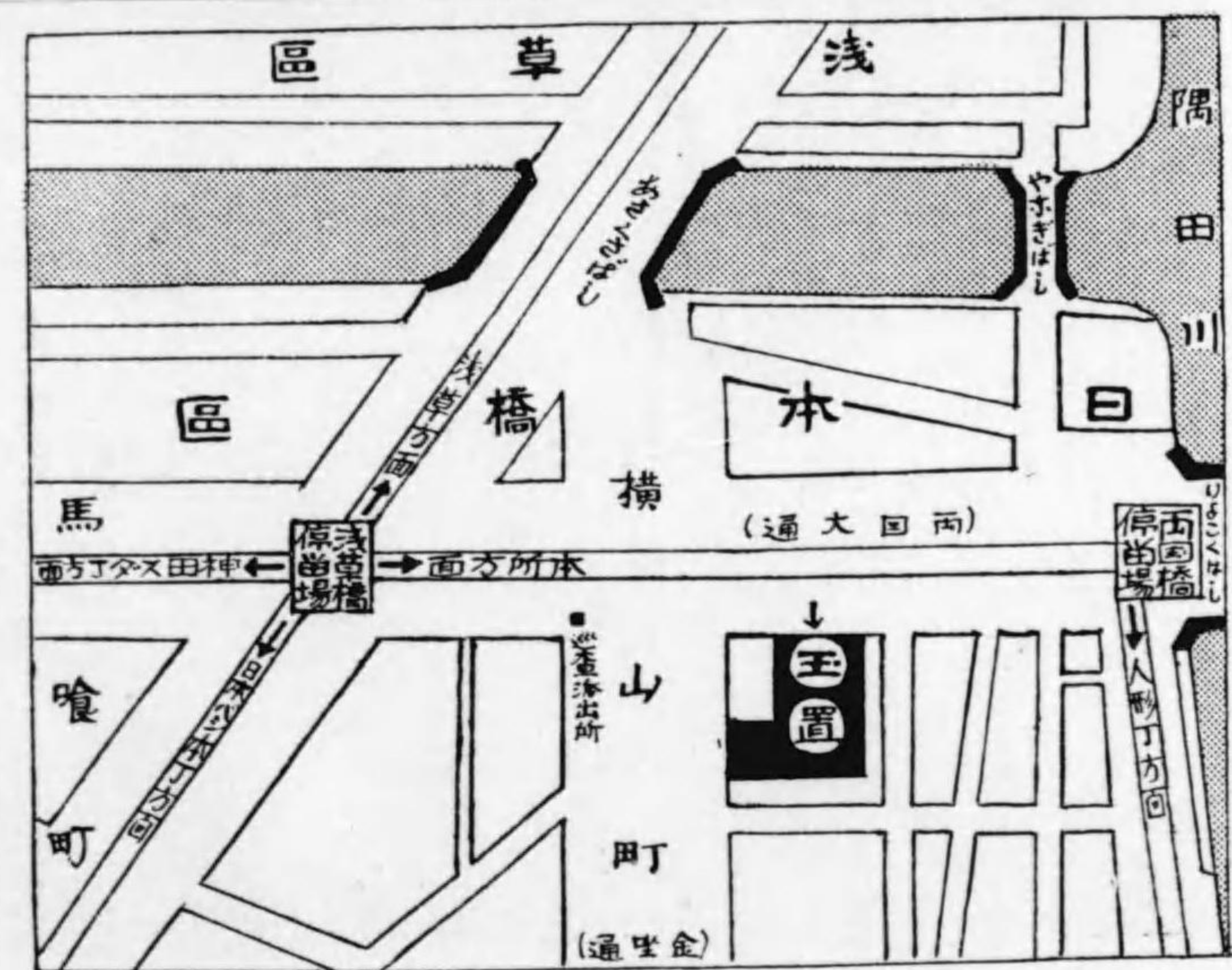
持許容器	壯眼水	二十〇 三十〇 五十〇 一四〇	外用塗劑	ヨチムチンキ	二十〇 三十〇 五十〇
毛生液	ピロロゲン	五〇 一四〇 二四〇 三四〇 五〇	耳鼻藥	耳藥	二十〇 三十〇 五十〇
皮膚新劑	タープ水	二〇 三〇 五〇 一四〇	皮膚病藥	たむし水	二十〇 三十〇 五十〇
淋病貴藥	リタール(球)	一四〇 二四〇 三四〇 五〇	銀杏印	胃腸錠	一四〇 五〇 一四〇
急救藥	コロタイン	二〇 三〇 五〇 一四〇	小兒藥	調腸藥	二〇 三〇 五〇 一四〇
鎮痛解熱	安知ピリン散	二〇 三〇 五〇 一四〇	胃腸病	腸胃散	二〇 三〇 五〇 一四〇
解熱發汗	アンチヘブリン散	二〇 三〇 五〇 一四〇	たんせき	咳熱散	二〇 三〇 五〇 一四〇
目洗藥	壯眼目洗	十〇 二十〇 三十〇	キリキズ	石炭酸軟膏	十〇 二十〇 三十〇
淋病藥	トリツペール	五十〇 一四〇 二四〇	デカキソフ	沃度ホルム軟膏	十〇 二十〇 三十〇
虫下し	セメエン散	十〇 二十〇 三十〇 五〇 一四〇	でき物	吸出し膏	十〇 二十〇 三十〇
防腐新劑	デルマ散	二十〇 三十〇 五〇	痔の藥	痔全膏	二十〇 三十〇 五十〇
口中含嗽	鹽酸加里散	十〇 二十〇 三十〇 五〇 一四〇	水虫の藥	水虫つけ藥	二十〇 三十〇 五十〇
月經藥	ツキロイン	五十〇 一四〇 二四〇 三四〇	あかぎれ	しもやけ即治膏	二十〇 三十〇 五十〇
健胃下劑	快通丸	二十〇 三十〇 五〇 一四〇	家庭溫泉	ラチウム鏡粉	八十〇 一四〇 五十〇 二四〇 五十〇
痔の内服	痔効丸	五十〇 一四〇 二四〇	腋臭	ラチチール	五十〇 一四〇
體內毒下	除毒丸	五十〇 一四〇 二四〇	腹痛良藥	熊膽丸	二十〇 三十〇 五十〇
齒痛良藥	ケレオソート液	二十〇 三十〇	日本局方	水銀軟膏 硼酸軟膏	十〇 二十〇 三十〇
キリキズ	ヨードホルム散	二十〇 三十〇 五十〇	解熱藥	烏犀角散	二十〇 三十〇 五十〇 一四〇



(1) .....品製部劑製置玉

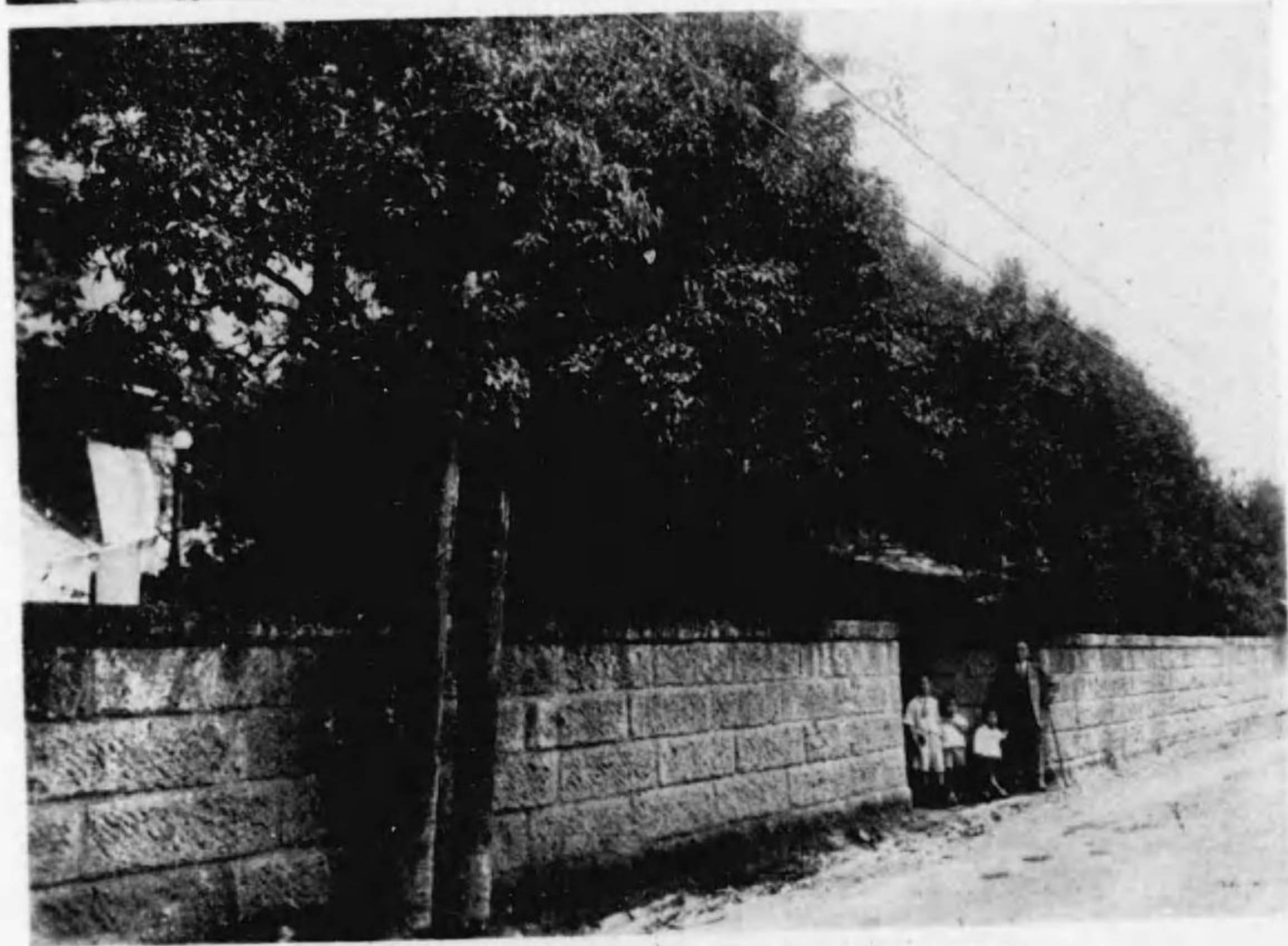


面正店商郎治文置玉



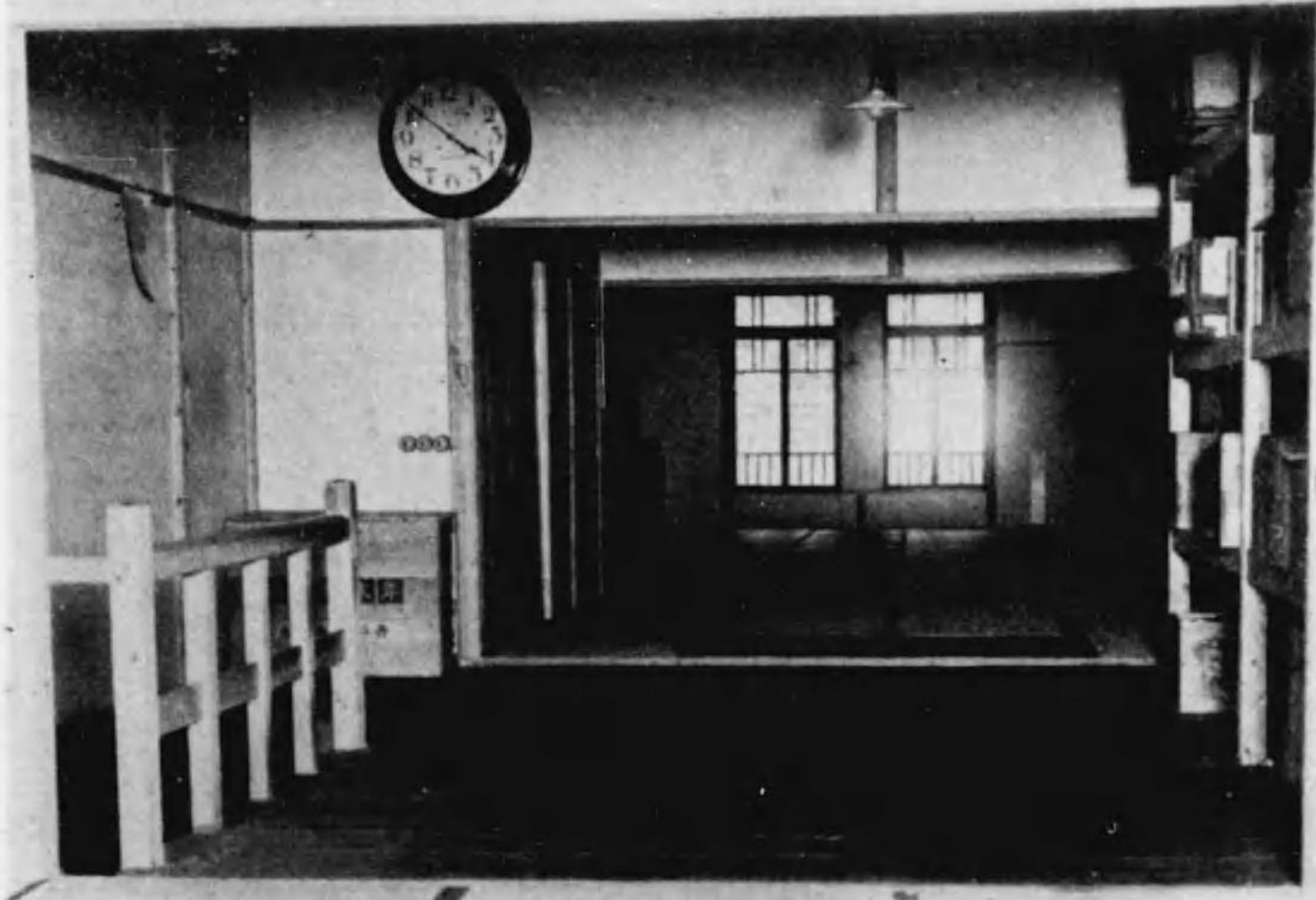
近附店商郎治文置玉

部賣卸店商郎治文置玉



場工及宅住町井新区野中上同

部庫倉店商郎治文置玉



堂講及舍宿寄員店上同

# 薬業讀本 目次

## 第一章

- 一、クスリとは何ぞや ..... 一
- 二、クスリの種別 ..... 二
- 三、醫療用の薬劑 ..... 三

## 第二章

- 一、日本の薬劑史 ..... 四
- 二、日本薬局方の制定 ..... 六
- 三、薬局方外の薬劑 ..... 七



(2).....品製部劑製置玉



- (参照) 藥品營業並藥品取締規則 (技條)
- (参照) 何レノ薬局方ニモ記載セサル藥又ハ藥劑取扱ニ關スル件 (通牒)

### 第三章

- 一、醫藥と賣藥の區別……………九
- (参照) 何レ薬局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑ノ醫藥ト賣藥トノ區別標準 (通牒)
- 二、賣藥と香具師の藥……………二二
- 三、徳川家康と賣藥……………二四
- (参照) 南總里見八犬傳所載曲亭馬琴の賣藥廣告
- 四、賣藥最初の取締……………二六
- (参照) 醫務條例ノ布達
- 五、賣藥危機時代……………二九
- (参照) 如何ナル物ヲ賣藥法第一條ニ所謂賣藥トシテ取扱ハル、ヤ其ノ取扱上ノ標準

#### (衛生局回答)

- 六、賣藥の受難史……………三一
- 七、有効免許方針に轉向……………三三
- (参照) 賣藥免許ニ關スル通牒
- 八、賣藥法の要點……………三四

### 第四章

- 一、賣藥部外品とは……………三六
- (参照) 所謂藥物ノ意義ニ關スル件 (衛生局回答)
- 二、藥物と毒物と劇物……………三〇
- (参照) 枇杷葉湯ニ關スル件 (衛生局通牒)

### 第五章

- 一、藥業者の種別……………三〇
- 二、藥業取引の實際……………三三
  - (参照) 置仕切、取引と切替、卸値の算定法、藥品新藥製劑卸値段、藥業符牒、有利な特賣、取引の文書見本……………四四
- 三、藥業者の團體と組合……………四一
  - (参照) 商業組合法(抜條)……………四一

**第六章……………**

- 一、藥店の開業に際して……………四五
  - 先づ地の理を考へよ。人の和に若かず。多少の冒險。店舗と其設備……………四五
- 二、問屋を信頼せよ……………四九
  - (参照) 信用ある賣藥卸問屋……………四九
- 三、開業と宣傳に就て……………五三

- 四、同業組合の定款……………五四

**第七章……………**

- 一、賣藥請賣の手續と商品……………五七
- 二、小資本で開業するには……………六〇
- 三、賣藥の交換と反則品……………六三
  - (参照) 賣藥法施行規則(抜萃)……………六四
- 四、請賣専門の大藥店……………六四
- 五、賣藥濫賣は破滅の因……………六六
- 六、詐偽商とインチキ屋……………六九

**第八章……………**

- 一、藥劑師雇用の藥店……………七〇

藥種商免許鑑札下附願書式

二、名儀貸の藥劑師.....七二

三、藥局の開設は藥劑師.....七三

藥局開設届書式

四、藥種商となるには.....七三

藥種商試験受験手續

五、二種の藥種商.....七五

六、藥劑師となるには.....七六

藥劑師指定の藥學各校

七、藥劑師の開業準備.....七七

八、規定の標札.....七六

目次終

# 藥業讀本

東京藥業新聞社編纂

## 第一章

### 一、クスリとは何ぞや

藥劑を商品として業を営むものは、先以て、藥劑とは如何なるものであるか、といふことを、確實に認識して居らねばならぬ。

俗に、利害の對照として、「ドクにもクスリにもなる」といふ詞があるが、此詞の「ドク」とは、人命を害ふもの「クスリ」とは人命を救ふものといふことを意味して居る如くに、藥劑に對する一般的通念は「クスリ」とは悉く人命を救ふ効のあるものと解釋されて居る、これは藥劑の性能を眞に認識しない俗言であること勿論ではあるが然し一面「クスリ」の使命と、一般的信頼とを物語るものであるといはねばならぬ、斯様に認められて居る藥劑も實は、所謂「ドク」も「クスリ」も共に包含されて居るのであつて、其用ひ方の如何に依つて、起死回生の効を奏する場合もあれば、又貴重なる人命を奪ふこともあるのである、即ち藥劑は其用ひ方に依て所謂「ドク」たり又「クスリ」たるの性質を發揮するのである、従つて極めて複雑で峻烈な本質を有し、僅微な量と雖も、直に其影響を生じ易い、頗る危険性の強いものが多いのである。

故に國家は藥劑に對しては、極めて嚴重な法律を設けて、其取締を行ひ、以て過誤不正のなきことを期して居るのである。斯様に、藥劑は其本質の上から、極めて重大な使命と、又法律上から見ても、複雑な取締の下のあるものであるから、他の商品と同一に簡單輕易に取扱はるべきものではない、従つて、其業務にあるものは、其責任頗る重いのであるから、一般藥業者は勿論、たとへば賣藥請賣のみの營業者でも、苟しくも藥劑を扱ふものはこの觀念に於て營業に従事すべきものであると信ずる。

## 二、クスリの種別

クスリは、藥、劑、藥種、藥品、藥物等々、種々の文字が使はれる如く、其種類は極めて多く、非常に廣い範圍からは、凡そ礦物、植物、生物、總て藥劑とならざるはなしであるが、これを局限して普通に藥劑又は藥品と稱するもの、即ち通俗的に言へば藥店で扱つて居る藥劑を、専門的には、生藥、藥品、製劑とに別けて居るのである。即ち、

▲生藥とは——天然に生産せられるもの。

▲製劑とは——それに人工を加へて製造されたもの。

▲藥品とは——化學的に製造されたもの。

而して、これ等、藥劑の有つ、夫々の性質に依り、「普通藥」、「劇藥」、「毒藥」の三種に分類されて居るが、更に之を「醫療用」と、「醫療用外」に別けて、同じ名の藥劑でも、其使用の目的に依り區別されて居るのであるが、藥

劑を取締る法律ではこれを總括して「藥品」と「藥物」とに分類して居る。即ち、

一、藥品は——疾病の治療及び豫防の目的に供するもの、即ち醫療用の藥劑。

二、藥物は——醫療用以外に使ふ藥劑。

これは例へば、茲にヨードといふ劇藥がある、それが醫療用に使はれる場合は、藥品(劇藥ヨード)であるが、化學用や寫眞用などに使はれる場合は、藥物(劇物ヨード)であるのである。

然らば、藥品と藥物は、單に取扱上の便宜からの區別かと云へば、決して左様ではない、即ち治療用の藥品と治療用外の藥物とは例へ名稱同一のものでも、必ずしも同一標準のものではないのである。

## 三、醫療用の藥劑

前述の如く、藥劑は微量と雖、人命を左右する程の強い力を有て居るのであるから、治療用の藥劑即ち藥品は絕對的に純良で正確でなければならぬ。例へば醫師が極めて完全に病氣を診察して、所謂起死回生の適確な處方を作つても、其調合する藥品が、若しも不良なもの若しくは不適正のものであつたならば、病者には却て惡結果を生ずることは言ふまでもない。然るに藥品は總て、製造に複雑な工程を必要とするものが多い、のみならず同じ名の藥品でも其製造の標準方法が違ふと、其質も亦違ふのである。従つて同じ純良な藥品であるにしても、醫師の處方した藥品と、調劑した藥品が、標準の違つて居るものであつたなら、其結果は決して良好でないこと勿論である。況して藥品は、其品質を鑑別試験することが簡單に出来ないから、粗惡品や贗造品に對しても識別は困難である。

故に藥品には一定の標準を設け、品質性状や試験法の規矩を定めて其統一を圖る必要があるのである。それが爲に世界の文明國では夫々、國家が、藥品に關する一切の標準規矩となる法律を制定し、治療用の藥品は其規則に依らしめ、嚴重に取締つて居る。即ち此規則を「藥局方」と稱ふのである。

## 第二章

### 一、日本の藥劑史

抑々本邦に於て藥劑が治療の用に供せられたのは、相當古代からであつて、凡そ一千餘年前の欽明天皇の朝既に支那から醫博士、採藥師などといふものが來朝して、本邦に醫藥文化の途を拓き、其後の大化新政には典藥寮などの制度も設けられ、醫生藥生なども教養された。又聖武天皇の朝には、支那から本草學の名僧、鑑真和尚などが渡來し、一層醫藥の道は發達しつゝ、あつたのであつた、其儘の趨勢で進んだなら、或は本邦の醫藥學も、決して歐洲の進歩に遅れはしなかつたかも知れない、ところが其後本邦國內の政情は、すべての文化、特に醫藥學發展の途を閉塞してしまつたのである、尤も此間に天文年間、始めてポルトガルの船が九州の種子島に漂着したのを契機として恰も奈良朝時代に於ける、醫藥が佛教と共に輸入された如く、歐洲からの醫藥學、並に藥品の類も亦、耶蘇教と共に續々傳來して來たが、これは宗教關係に禍されて幾何もなく杜絶して終い、徳川幕府時代には僅かに長崎から幕府の專賣的に或は密輸入に依り少量の藥品が輸入されて居たに過ぎなかつた、従つて徳川時代には海外文化の輸

入は殆んど絶へたため、本邦の醫藥學は全く退歩の状態にあつた、然るに幕末の頃に至り、世の中は所謂時勢に促されて自ら覺醒し、幕府の醫藥學研究所である醫學館なども起り、和蘭醫學などが、漸時暗黒の本邦醫藥界に光明を與へ、次で安政三年、横濱、函館、長崎の開港と共に、貿易の自由が許されるや、從來の漢藥以外に、洋藥類も潮の如く本邦に輸入される状態となつた、更に明治維新の大業完成し歐米文化の急激なる流入と共に、從來和漢醫藥の獨占であつた本邦の醫藥界は急轉直下、洋藥萬能時代となつたのである。ところが、此過渡期の國情が、丁醫に洋服を着せたやうに頗る混沌たるものであつて、従つて此機を窺つて來る歐米人中には不良漢が頗る多く、藥品の如きは、本邦人の洋藥知識の缺如に乗じ、輸入の藥品類は殆んど粗惡品や贗造品が多かつたのは當然の事情であつた。然しそれが爲め醫療上の障害は實に甚大であつたこと勿論である、斯うした間にも、我邦の醫藥文化は急速に黎明期を迎へ、維新後間もなき、明治七年八月には、東京、大阪、京都の三府には、醫師、產婆、藥舖、賣藥を取締るべき「醫制」が發布され、又試験に當る司藥場なども京都に設けられ、明治九年には、既に國產藥品の獎勵さへ行つて居る、即ち同年、司藥場教師ア、イ、ゼ、ゲールツ（和蘭藥學者）は左の如き意見を上申して居る。

#### ●外國ノ輸入ヲ要セサル藥品名

（明治九年九月廿三日發行内務省衛生局雜誌第三號所載）

左ノ藥品ハ其原質大抵皇國ニ備ハリ之ヲ精煉スル亦複雜宏大ノ器械裝置ヲ要セス、而シテ其製品ニ至リテハ一モ外國輸入ノ品種ニ劣ルコトナク、其價モ亦廉ナリトス、京都司藥場ニ於テ逐一實驗ヲ遂ケ其入費ト輸入品ノ價トヲ比較シテ其必ス之ヲ内地ニ製スヘキヲ證セリ、今其藥名ヲ掲ケ世ノ製藥ニ從事スルモノニ示ス  
醋酸安母尼亞水（以下一〇八品名ヲ掲グ省略）

なほ此ゲールツ教師は、同年更に、「日本ニ於テ調製醫藥ノ製法一定スヘキヲ論ス」との意見書を呈出して、日本藥局方編纂制定の要を力説して居る。

斯くの如くにして本邦の藥品類は急速の進歩をなし、明治十年二月には太政官布告を以て「毒藥、劇藥取扱規則」を發布し、次で十三年には同布告を以てこれを廢止し、改めて「藥品取扱規則」が制定された。爾來、本邦の藥事は着々發達し、漸次諸制度も確立されていつたのである。

## 二、日本藥局方の制定

以上の如く、本邦の藥劑の發達に併行して一方には愈々偽造贗造の藥品も多くなるので、前記ゲールツ教師の説に従ひ、これが標準規矩となるべき日本藥局方制定の要を痛感した衛生局では明治十三年、局長長與專齋之が建議をなし、内務卿松方正義が、之を太政官に具狀したのである、それによると、

「第一本邦未タ藥方ノ律書アラス處方製劑ニ一定ノ標準ナク英局方ノ用量ニ從テ獨局方ノ製劑ヲ與フルカ如キ危險ノ誤謬ヲ生シ易シ第二製藥ヲナス者各國各異ノ藥局方ニ據リテ便宜製煉スルヨリ其名均シクシテ其質同シカラス其性同シケレトモ其稱異ナル者市場ニ紛聚スルノ弊害ヲ續出セリ第三輸入藥品ノ検査ニ際シ我ニ其良否ヲ判決スヘキ一定ノ憑據ナキヲ以テ各輸出國ノ局方ニ據リテ特別ノ試験ヲ要スルカ如キ當事者其煩雜ニ堪ヘス加之近今製劑業者我藥局方ノ制ナキニ乘シ外國局方中原質廉價ノ者ヲ撰ミテ調製ノ用ニ充テ名實紊亂射利相競フノ風日ヲ

逐テ滋々甚シトス而シテ此等ノ諸弊ヲ防遏スルノ途一ニ日本藥局方ノ制ヲ定ムルニ在ルノミ」(日本藥局方沿革)といふのであるが、一面には當時本邦に於ける醫藥の状況を察知し得るのである。斯して此具狀に依つて愈々日本にも藥局方が制定せられることになつて、明治十四年編纂に着手し、明治十八年十月四百七十種の藥品の局方其他が全部完成したので、翌十九年六月廿五日内務省令を以て「日本藥局方」が發布され次で明治二十年七月一日を以て、始めて本邦に藥局方といふものが實施されたのである。而して世界文明の進歩と共に、醫學も藥學も日々進歩するので、從テ藥局方の如きは、新しい發見や學說に隨つて加除修正する必要のあることは勿論であるから、政府では明治二十一年日本藥局方調査委員を設け、其後更に明治卅三年日本藥局方調査會官制を發布して、其委員には時の醫藥學の權威が夫々任命せられて、爾來今日に至るまで、局方の調査を行ひ、時代に應じて幾度も改正を行つて居るが、昭和七年の六月には既に第五回の改正を公布されて居るのである。

斯様な經過に於て日本には正確なる藥品の規準があるから、日本藥局方の藥品は、極めて正確且純良なものとして居る、而して此局方藥品の中には、俗に洋藥と稱する化學藥品も、古來東洋に於て使はれて居る所謂和漢藥の生藥類等總て藥學的の根據に於て、選擇收載され、これを其性効により普通藥、劇藥、毒藥の三種に區分し、夫々取扱上にも規則が定められて居るのである。斯様に日本藥局方の藥品は極めて正確なる標準に依り製造されて居る藥品であるから、醫藥としては必ず、此日本藥局方の藥品を使用することが原則となつて居るのである。

## 三、藥局方外の藥劑

治療用の薬品は前述の如くであるから、従つて日本薬局方に記載されて居る薬品は、其所定の品質性状に適合したものでなければ製造は勿論、販賣授與及び陳列貯蔵することも許されない規則になつて居る。

【参照】 藥品營業並藥品取扱規則（以下此規則を單に藥律と略記します）

第二十六條 日本薬局方ニ記載スル所ノ藥品ハ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ製造貯蔵陳列販賣又ハ授與スルコトヲ得ス

但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限リニアラス（法律）

ところが日本薬局方と同一又は他の薬品で、其容器に「英國藥局方」若しくは「獨逸藥局方」といふ文字が薬品名と共に記載したものが販賣されて居る、これは外國から輸入するか若しくは外國の藥局方で製造した薬品であるが、これもやはり、其國名を記載した國の藥局方所定の品質性状に適合したものでなければならぬのである。

【参照】（藥律）

第二十七條 日本藥局方ニ記載セサル藥品ハ其據ル所ノ外國藥局方名ヲ記スヘシ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合シタルモノニ非サレハ製造、貯蔵、陳列販賣又ハ授與スルコトヲ得ス

但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス（法律）

（前記藥律第廿六、第廿七條ニ違背シタルモノハ四百圓以下ノ罰金ニ處セラレル）

なを、この外に、やはり治療用の薬品に「新藥」と「新製劑」の二種がある、これは、日本のみならず外國のこの藥局方にも記載して居ない薬劑であつて、未だ其成分効用が廣く知られて居ない、或は新たに發見された薬品であるとか、又は藥局方の薬品や又は其他の薬品を以て調製した薬劑を、治療の用に供する目的を以て製造するか若しくは輸入して發賣するものであるが、藥局方の薬品と異つて居る點は新藥新製劑は製造又は輸入發賣に際して、見本を添へて成分及び本質其他の事項を記載して地方長官に届出て後發賣し、其藥劑の容器又は包装には成分又は本質製造法を記載するやうに規定されて居るが、それ以外に適應症（効能）用量なども記載されて居るのが通例である。

以上の日本藥局方及び外國藥局方の藥品並に新藥新製劑等の醫療用藥品を總て略して醫藥といふのである。

【参照】 何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ藥劑取扱ニ關スル件

第二條 何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ藥劑ハ容器又ハ包紙ニ其成分不明ナルモノハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但シ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスル場合ヲ除ク外本令施行前ヨリ發賣シ來レルモノニ關シテハ此ノ限ニアラス（内務省令）

## 第三章

### 一、醫藥と賣藥の區別

賣薬は、日本薬局方の薬品又は他の薬品を原料として調製した一種の製剤であつて、薬局方外の薬品に属すべきものであるが、賣薬は、一般民衆が醫師の診察を受けなくても勝手に選擇して、自分で病氣の治療が出来るやうに製造されて居る製剤であるのと、賣薬は古來から本邦に民間治療薬として傳統的に存在する特種の製剤である。といふところから、醫藥とは、載然區別されて取扱はれて居るのである。

しかし賣薬と、醫藥中の新製剤とは頗る似たものである。然らば何處が違ふかといふ疑問が必然的に起るのであるが、近時各種技術の進歩は賣薬と新製剤とは其外觀、體裁、殆んど區別のつかないものが多く、殊に新製剤の如きは其内容さへ賣薬に酷似して居る、又需用方面でも公衆の衛生思想の發達は、直接新製剤を需用すること、殆んど賣薬を選擇すると異らぬ點等、此兩者の間は事實上頗る渾沌たるものがある、然らば如何なる點でこれを區別するか、これは往時から大に議論せられたのであるが、未だ確然たる定義を決せられない、將來も益々實際上の區別を困難ならしめる傾向は甚だしくなつたのである、そこで茲に、極めて簡単に、醫藥である新製剤、新製剤と、賣薬との外觀的に相違の點を擧げて見るならば、

▲新製剤は、薬局方の薬品と同じく、醫師又は醫師の指揮に依り疾病の治療に用ひしむるのが目的である。従つて其容器及包紙に記載の事項は専門的に記載さるべきである。

▲賣薬は、醫師の指揮に依らず、公衆が自ら適當の製剤を選擇して、自ら疾病の治療に用ひしむるのが目的である。従つて其容器包紙等には、其賣薬の効能(適應症)用量、用法等が通俗的に記載してあるのが通常である。

▲新製剤には、其内容即ち成分、又は本質及製造法の要旨を記載せねばならぬ。

▲賣薬は外國の所謂秘密薬に均しく、内容(成分乃至原料及び製造法)等は、特種のもの以外には公開しない。

▲新製剤を發賣せんとするとき、規定の届出をすれば効能の有無に拘らず、發賣を禁止されない限り販賣することが出来る。

▲賣薬を發賣せんとする場合には、方名原料効能用法用量を記載した發賣免許申請をなし、當該官廳の免許を得なければ發賣が出来ない。近時賣薬は無害有効でなければ免許にならぬから賣薬は有効を證明された製剤であると云へる。

▲新製剤には、其包装に「新製剤」の文字を記入する規定(將來)になつて居る。

▲賣薬は特に包装に賣薬といふ文字は記載して居ない。

▲新製剤の販賣は、資格が必要である、即ち藥劑師藥種商でなければ販賣出来ぬ。

▲賣薬の販賣には資格の制限がない、即ち誰でも請賣することができる。

以上は大體に於ける區別であるが、なほ此問題に就ては別項に於て詳細記述する豫定である。

#### 【参照】 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑ノ醫藥ト賣藥トノ區別標準

(明治四十四年十月三日衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

「何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑取締ニ關スル改正省令發布相成候處其ノ醫藥ト賣藥トノ區別ニ付テハ大體左記標準ニ依リ御取扱相成度尤モ賣薬ハ公衆ヲシテ醫師ノ指揮ニ依ラス疾病治療ノ爲メニ使用セシムルヲ主タル目的トシテ販賣スルモノヲ云フモノニ有之其販賣ノ方法手段如何ハ單ニ其ノ目的ヲ認定スルノ材料タルニ



過キサルニ依リ假令販賣方法左記標準ニ直接該當セサルモノト雖モ公衆ヲシテ醫師ノ指揮ニ依ラス疾病治療ノ爲メ使用セシムルヲ主タル目的トシテ販賣スルモノト認定スヘキモノハ仍之ヲ賣藥トシテ御取扱相成度依命此段及内際候也

(左記省略)』

## 二、賣藥と香具師の藥

前述の如く、賣藥は本邦獨自の疾病治療用の藥劑であるが。賣藥の歴史は頗る古く、これに關する文献も頗る多いが、いつの頃から賣藥が創製流布したかといふことを確定することは不可能で、古代、坂上田村麿東征時代既に一種の賣藥行商に似たものがあつたと云はれて居る、又奈良朝時代、支那から渡來した本草學者の僧、鑑真和尚が大に醫藥の途を開いたが、其時勅命に依り、貧民救濟の目的を以て「豐心丹」といふ藥劑が、全國の寺院から頒布されたことがある。これは施藥であつたやうであるが、其形式に於て一種の賣藥と見ることが出来る、其後、戰國時代に、其時代の武將が、隣國や或は敵國に放ち、地理人情要害や城池を探らせた密偵は、多く藥賣り即ち賣藥行商人に扮裝して居るのが常であつたと傳へられて居る。

それで夫れ等の武士が、其本職から放れて純粹の藥賣り専門に轉向したのも多くあつて、行商の藥賣はこれ等の徒に限られたそこで、むかし賣藥行商人を所謂「香具師」と稱したのは、此「野に在る武士」即ち「野士」の轉化であると云はれる、これに關する文献を次に抄録して見やう。

### ●守貞漫稿(嘉永六年版)所載

「矢師、商人一種の名、製藥を賣るは専ら此黨とする由、なれどもこの黨に非るもあり、此小賣の内種々あり、路上商人多し齒ぬきも此一種也(略)獨樂を廻して人を集め齒磨粉及齒藥を賣り又齒療入齒もなす也其他能辯を以て、或は有能、或は無能の藥をうり(略)文久元年此黨の者に就て其大略を聞き以て追書す、矢師は假名にて本字、野士也、字の如く野武士等飢渴を凌ぐ便りに賣藥せしを始とす、今は十三種の名目にて大凡賣藥香具を專とす、(略)京師、江戸、大阪江戸煉藥三藏圓店、吉野五運、江戸同店本町四丁目酢屋平兵衛、相州小田原虎屋某、ういろうといふ賣藥店勅許八棟造り日本第一野士と云へり」

『(同書)菓子賣、製藥、廉菓子賣、製藥うり等數種無窮、又毎時異扮をなす者際限なし(略)又三都とも製藥店は彼徒の仲間也』

此守貞漫稿の記事は文久年代の賣藥(此記事製藥とあるも賣藥を指す)の状況であるやうであるが、徳川時代も末期になつては、既に賣藥は大に發達し、純然たる商品化し、此記事の如くに、賣藥必ずしも香具師の專賣ではなく、所謂賣藥渡世の堂々たる店舗は全國にあつて、外觀内容共に現今と同一のものも少くなかつたのである。然し此記述と同様の文献は他にも非常に多く、それが爲めに古來、世人の賣藥に對する所謂ヤシの賣品といふ偏見起り傳統的に今日に及び、賣藥が現在の如く、科學的に發達進歩せるにも拘らず、猶且、一種の侮蔑的感念を抱かしめ、其信用を害するに至らしめる所以で、甚だ遺憾なる歴史の誤記と云はねばならぬ。

### 三、徳川家康と賣藥

徳川家康は、最後まで醫師の治療をうけず、「萬病圓」といふ藥劑を服用したと傳へられて居る、この藥劑は其名から考へて或は賣藥を用ひたかの如くであるが、この萬病圓といふのは、其當時醫書にある處方の名稱で賣藥ではないのである。此機會に家康と醫書並に藥品のことを記すと。家康は生來の猜疑心から藥劑は自ら調査して服用するのが常であつた、それで儒者林道春などに命じ支那から醫書を輸入させ、それを研究して、自己の健康保持に努め、病氣の場合は自ら其醫書に依つて調合し、侍醫は側に在ても一種の衛生顧問に過ぎず、決して彼等に調合もさせなかつた、侍醫が家康の病が(胃痛)漸く重くなるのを見兼ねて、萬病圓など服用されてはよくないから醫師の診察を受けられたいと諫止したのを家康は大に憤慨し、侍醫を流刑に處したといふ話もある、家康は斯ういふ風に醫藥といふことは特別の注意を有て居たため、當時、醫書などさへ、所謂家元である公卿の専有であつたのを公開せしめたり、或は、頑固な鎖國主義でありながら、只一ヶ所だけでも外國との貿易を許したのは、實は此醫書と醫藥を輸入せしめるのが目的であつたのである。

さて、其時代の醫書といふのは、殆んど支那のものであるが、それ等の多くは、病氣に對する處方書であつて、例へば、「胃痛」の處には

「萬病圓」(とまづ處方の記號を附し)

「治水病積聚心腹脹滿心隔氣滿下血疝虫蛔艸白虫痰飲胸中瘀血赤白下痢小兒狐臭耳聾鼻塞」(と病症を記し次に

それに適應せる藥劑三十一種と分量を記載し)

「右三十一味煉密爲圓」(と用法が記してある)

斯様にどの醫書邦人の著述又は翻譯にも處方毎に例へば養胃湯、大鳳髓丹、奇應丸、人參敗毒散など、云ふやうな特種の名稱を附しこれを其處方の記號とした、故に當時多くの醫師に臨床醫典として用ひられた有名な醫書に記載された處方は、例へば、萬病圓とか奇應丸とか、其記號さへ云へば直に内容も適應症もわかるのであつた。それで當時の醫師は多く用ひられる藥劑、殊に手間の懸る丸劑や煉藥などは豫じめ調合して用意したのである。藥種店などでもそれに準じ、よく注文のあるものは其處方に依つて多量に調合しておき、醫師の注文に應じたり、或はこれを分包して直接病者に賣つたりした。

此藥種店から分包して直接一般公衆に販賣するやうになつた調合藥が、今日の所謂賣藥としての商品化の始めであつた即ち幕末頃の藥種商の店には、一般的に有名な處方の調合藥はどれも賣品となつて居たのである。

ところが、時代の進むに従ひ、同じ名稱の、例へば萬病圓とか奇應丸といつた有名なものは、同じ内容でどの店にも賣つて居るので、特に自店の品を多く賣る手段として、其分包した包装に意匠を加へたり、商標を記したり更に進んでは、内容を精選加除したり或は其名稱を自己獨自のものに變更したりして、一般共通の處方に考案を加へて、自家專賣の賣藥に進化したのである、これが、内容を秘密にし自家獨特の藥劑として販賣するに至つた賣藥の進化の道程と見るべきであるのである、であるから眞の賣藥は、前章記述の所謂香具師の賣藥とは、自から其出發の道程を異にして居るのである。

【参照】南總里見八犬傳（文政年代版）所載、著者曲亭馬琴の發賣した「精製奇應丸」の廣告全文  
精製奇應丸 大包代一匁五分、小包代五分、  
やくしゆな、えらみ、製法をつまびらかにし、分りやう家傳の加げんをもつてす。このゆゑに、その功百倍、  
あたかも神のごとし。

#### 四、賣藥最初の取締

古い文藝などに「買ひ藥などにて病を癒し」などといふ文句は屢々見受ける處であるが、此買ひ藥とは所謂醫師の指揮を受けず、病者直接適當な治療藥を買ふ意味であること勿論である、従つて今日の賣藥を指すのであるが、此場合賣る方では買ひ藥であつたのである、そんな事情で一般的には「買藥」であり、専門的には「賣藥」であつたのである。ところで、此買藥であるのか賣藥であるのか、不定の名稱を「賣藥」といふ名稱に公定されたのは明治三年からである、明治三年と云へば、維新の大業完成して間もない時代で、百般の施設を盡し二無二歐米文化の模倣化に急轉せしめんとする、所謂急激なる過渡時代であつたのである。従つて、歐米に其例を見ない本邦独自の賣藥の如きは或は禁止せらるべき情勢にあつたかも知れない、尠くも我國文化の發達と共に漸次禁止の意向であつたことは明らかである、然雖、賣藥を生業とするもの、爲めに急激な禁止も出来ないもので、先以て、これが取締に着手する爲、太政官はこれを大學東校に命じた、此大學東校とは現在の東京帝國大學醫學部の萌芽である、其布告

に曰く、

「賣藥取締ノ義、東校所轄仰付候ニ就テハ從來賣藥ノ中有名無實ノ分且濫ニ勅許御免等ノ文句ヲ用ユルコトヲ禁シ、神佛ノ名ヲ藉リ或ハ秘傳秘法ナド、稱へ、商民ヲ欺キ分外ノ高料ヲ食リ候惡弊ヲ除キ、向後大有益ノ奇藥發明ノ者ハハ年限ヲ以テ專賣ノ利ヲ與へ候様ノ御規則ニ定メラレ度御趣意ニ就キ」云々

とて、其施行方法や検査規則手續の立案を命じたのであるが、此太政官の布告に始めて「賣藥」といふ文字が公稱せられたのである。其後、賣藥の取締は、大學東校から文部省の直轄に移管されたが、文部省では當時の賣藥の状況を調査の結果全く無統制に製造されて居た賣藥であるから有害無能のもの多く其爲誤用して横死するものさへある等の弊害は多いから取締の必要はあるが、乍然賣藥は、寒村僻地では「臨時緊急の一助」ともなるものであるから禁止すべきでない旨を、太政官に上申し、同年始めて賣藥検査を行つたが、前記上申の主旨に則り、検査を行ひ、免許を與へたに就ては「有害の方劑を禁止し、無害の方劑は効無きものと雖、發賣を禁止せず免許を與へる、然し検査の上免許するのは無害のものを許すといふ方針で、免許したからと必ずしも有効の良劑といふ證明ではない」といふ趣旨を一般に知らしめるため報告を發したのである、此報告は當時の醫權全盛時代にしては珍らしい程の公平振りであつたが、乍然、これが、將來所謂賣藥の免許制度を以て、無効無害主義と誤解せしめるに至る因となつたものである。ところが、明治五年になつて、前記布告は廢止され一旦下附した賣藥免許證は取上げられたのである。次で賣藥の名稱が法令に現はれ、法律として賣藥取締規則が始めて出來たのは、明治七年八月である。即ち内務省は、東京大阪京都の三府に對し「醫制」を制定すべき達を發したが、之は府縣に於て醫藥の取締令を制

定すべきを命じ、其標準を示したものであるが、これに則り最初に、京都府知事は明治七年十二月、内務省に伺出の上「醫務條例十六章」を制定し、之を上京下京より施行した、これが賣藥取締規則實施の最初のものである。

### 【參照】醫務條例ノ布達

今般醫制御達有之候處從來ノ習俗一時難被行事情モ有之ニ付其内緊要之廉々ヲ採摘シ別紙之條件先以テ上下京ヨリ着手施行之條人命御保護之御主旨ヲ遵奉シ醫藥ヲ業トスルモノ深ク之ヲ體認シ心得違無之様可致事(中略)右之通上下京市中へ無洩相違スルモノ也

#### 醫務條例

明治七年十二月 京都府知事 長谷信篤

醫師(第一章以下第十二章まで)醫師、産科醫、産婆、藥舖の取締並に檢定試験課目等を掲げて居る)

#### 賣藥

第十三章、賣藥ハ其藥味分量効能用法及代價ヲ記シ、免許ヲ受ルモノニ非レハ調製ヲ許サス

第十四章、配藥人(割註、賣弘所取次所及賣子等ヲ總稱ス)ハ調製師ヨリ其屬籍名年齢及開店ノ場所ヲ記シテ藥物取締ニ届クヘシ

第十五章、凡ソ賣藥ハ調製師並ニ配藥人ヲ合シテ一社ト看做シ調製師ヲ社長ニ擬ス故ニ其社中賣藥敗藥ヲ販キ或ハ押賣スル等不正ノ所業アルトキハ調劑ヲ没入シ文部省ニ開申シテ藥方ヲ禁シ科ノ輕重ニヨリ處分アルヘシ但シ當府管下ノ者調製發兌スル賣藥ハ前條ノ規則ヲ以テ賣藥スヘシト雖トモ或ハ他國ヨリ不正ノ賣藥賣込之カ爲メ人命ヲ誤ルモ難計可懼ノ至ニ付管内調劑ノ賣藥ヲ賣弘メ或ハ取次賣等致候者ハ其藥名並調製人住所姓名並文部省許可ノ證アルヲ否ヲ檢スルコトアルヘシ

(次の第十六章は無免許賣藥の處分以下略)

## 五、賣藥危期時代

前述の如く、明治維新當時の所謂新政府では、賣藥中には非度いものもあるから之れを取締ると共に、一面には所謂「大利益の奇藥發明の者」へは年限を定めて專賣の利益を與へてもよい、といふ方針であつたが、其後取締の任に當つた、大學東校も文部省も、民間に於ける便利な治療機關である賣藥の價值よりも、寧ろ其無統制に依つて起る弊害のみを重視し折角與へた免許さへ取上げ一時賣藥の前途は宙に迷つた、然し俄に禁止することの不可能を知つて、僅かに醫療機關の乏しい「寒僻に於ては臨時緊急」の場合必要である點のみを認め、たとへ無能無効のもので無害でなければ免許するといふ方針を樹てたのである、然るに、明治十年に、始めて「賣藥規則」といふ統一した法律が制定せられた時代には、取締の首腦者が醫界の有力者のみであつたから、賣藥免許に對し嚴重な無害無効主義を確立し、漸次禁止主義に進んだのは事實であつた、即ち、其後賣藥規則の實施に依つて、逐次賣藥壓迫政策を執つたにも拘らず、賣藥は非常の勢ひを以て進歩發展し、殊に廣告機關の進歩に伴ひ、宣傳方法も進歩し其需用は頗る巨額に達した之に對して醫業者の疾視は已むを得ざる處で、この伸びゆく賣藥の勢力は、一層禁壓方針に拍車をかけ、其一段として現はれたのは、明治十五年の「印紙課税」であつた、當時政府は、此新課税に依り國事多端の折柄、財政の不足を補足する目的であつたには違ひないが、此賣藥印紙税の如きは寧ろ收入よりも禁壓

を主たる目的としたことは勿論である、此課税につき内務卿が太政官に申告した「賣薬印紙税規則發布の理由」は左の如くで、之を明瞭に語つて居るのである。

「賣薬の儀は酒煙（酒と煙草のこと）と同じく日常生活の要品ならざるは言を俟たざる儀に候へ共、其營業を全く禁遏するは決して爲し得べき事に非ざれば、之が検査を爲して、其有害を除き税則を設けて徒手網利の徒を減ぜられ候へ共、營業上の景況は規則發行以來日に月に旺盛に起き、當初の目的を達する能はざるのみならず、却て之が勢力を増し候姿に至りし所以のものは、其因種々あり就中、細民の貧困にして賣薬をも用ふること能はざる者、近來多くは富裕となりて之を購求する資力を得るもの増加すること、三府其他繁華の都邑に於ける遊民の浮利を射るもの増加し、賣薬者流に歸すること非常に多き等、其最たるものとす、元來賣薬は其元資の割合に比すれば利益最も多く、諺に所謂藥九倍の互利を得るものにして、僅かに二圓の直税あるのみ、酒煙の薄利にして元資の多額を要するものに比すれば、其課税の厚薄、均衡を得ざるのみならず、到底衛生上の目的を達する能はざる儀と存候間現行の規則を増補し、直接税の外、更に不直接税を附加せられ取締相成度」

賣薬の如き必需品を、酒や煙草の如き嗜好品と同視したのはまだしも、藥九層倍などと、猛烈な憎惡的文句を連ねた公文書は封建時代の遺風とは云へ、今から見れば頗る珍とすべきものである。

斯くして賣薬は、禁止的課税に依り重壓を加へられつゝ、其時代の推移に依り屢々加除修正されたとは言へ、不備不完全なる賣薬規則取締の下に壓迫せらるゝこと實に四十有餘年の長きに及んだのである。

#### 【参照】 『如何ナル物ヲ賣薬法第一條ニ所謂賣薬トシテ取扱ハルルヤ其ノ取扱上ノ標準』

（大正十五年五月大審院第五刑事部宛、内務省衛生局長ヨリノ回答）

四月八日附御照會ノ趣了承賣薬法第一條ニ所謂賣薬ハ、公衆ヲシテ醫師ノ指揮ニ依ラス、疾病治療ノ爲メニ使用セシムルヲ主タル目的トシテ販賣スルモノヲ謂ヒ通常用法用量効用ニ關シ通俗的ナル記述ヲ附シテ販賣スルモノヲ賣薬トシテ取扱居候（下略）

## 六、賣薬の受難史

江戸時代の醫師仲間には、インチキ者が頗る多かつたが、それと同様賣薬も又其如くであつた。従つて、賣薬學のみならず、一般の文化の渾沌たる江戸から東京への過渡時代に於ける、賣薬の實情は、實際非度ひものが多かつたことは否めない、其上、幕府から明治新政府に變ると共に、政治的地位を擁する醫系の人達が、其要路に入り、當時の衛生行政は其人達の掌裡に歸したのであるから、賣薬に對する壓迫は、職業意識からも必然的に起るべき問題である、故に賣薬に對して、飽くまで禁壓方針を固執し、自然消滅に歸せしむる目的の下に、前述の如く無効無害主義などが標榜され、遂には、驚くべき亂暴な理由を以て、苛酷な印紙税の如き禁止的課税となつたのである、然雖、賣薬は當時の政府の謂ふ如き、單なる「嗜好品」に非ずして、實際社會公衆にとつては、最も便利な疾病治療機關としての存在であるから、如何なる禁遏的壓迫があつても民間の重要な必需品たることを否定することは不可能で、従つて、猥りに禁止し得べきものではない、のみならず、維新後我藥學は非常の勢ひで進歩し、且時勢に

覺醒した賣藥業者は自ら進んで改良を行ひ、賣藥の品質を向上せしめ、其眞價を増すことに努めた結果、其實際的效果又昔日の比にあらず、此故を以て其需用は逐年激増するのみで、試みに賣藥印紙税の統計を見るに、明治四十年には賣藥の製造方数は六萬二千餘萬に達し、此印紙税、即ち定價に對し、一割の印紙を貼付する金高は實に、「百六十九萬四千餘圓」で、これを定價に見積るときは、「一千六百九十四萬圓」となる。其れから五年後の大正元年には、「方數八萬四千餘方」に増加し、此印紙税「二百廿三萬九千餘圓」、此定價「二千二百卅九萬餘圓」といふ増加をなし更に、大正十三年になると、「方數十二萬四千餘方」、印紙税「一千〇四十四萬九千餘圓」といふ驚くべき數字を示し、其定價實に一億圓を突破するといふ盛況となつたのである。これを見ても賣藥は實際に於て、國民の必需品として迎へられて居る明瞭な證據であるのである。されば賣藥課税の目的が一種の禁止政策であつたにも拘らず、斯くの如く反對の現象となつたので、賣藥に對する反感は一層熾烈となりこれより曩き明治三十年には、突如として、賣藥定價一割の課税を一躍三倍して三割とするの議が政府部内に擡頭した、其表面の理由としては、明治廿七八年戦役後の財政補填にあるが、實は依然として醫界の賣藥撲滅の陰謀であつたこと勿論である。然し斯くの如き民意に反する不當な彈壓は容れられる筈はなく、のみならず、賣藥業者は斯の如く打撃く不法な壓迫に、大なる反動を起し、これと前後して、「賣藥印紙全廢運動」を開始し、自來、年々歳々、此運動は多年に渡り繼續されたが、遂に大正十四年に至り、此重大なる廢稅案は政府より第五十一議會に提出され、業者の惡戰苦闘の支持に依つて漸く議會を通過し、翌十五年三月十七日法律第十九號を以て、積年の惡稅であつた賣藥印紙税は年を経ること實に四十五年目に始めて廢止を公布されたのであつた。

## 七、有効免許方針に轉向

明治十年發布の「賣藥規則」は、所謂過渡期の產物で年を経るに従つて不備不完全なること謂ふまでもない。其後屢々必要に應じて改正されたが、日々進歩する文化と併行するものでないので、賣藥業者はこれが根本的改正を希望して居たが、明治廿四年に至り、本邦にも民意を代表する帝國議會が始めて開設されたので、全國賣藥業者は結束して「賣藥規則改正請願」を第二議會に提出し、幸ひにして採擇となつたが、此議會は解散された爲、折角の期待も水泡に期した。然し自來、機會ある毎に此運動は、前述、賣藥印紙廢止運動と共に行はれた。然るに其後、時代の推移は、賣藥は國民の治療劑として動かすべからざるものであり、一方重要な産業であることを認めざるべからざるの實情に化したので、政府多年の禁壓的取締方針も、自から轉向の已むなきに至つた結果、明治四十二年時の議會に於て賣藥の「無効無害主義」が難詰されたのを機會に、内務省衛生局長は遂に「賣藥免許に當り効能なき賣藥は免許せざる様」といふ内訓を地方長官に發するに至り、茲に多年に渡る、無効無害を以て免許方針としたのが、俄然、現行の如く「有効無害を免許の方針」に確定されたのである。

### 【参照】（明治四十二年四月五日内務省衛生局長より地方長官への通牒）

近來賣藥ノ許否往々粗漏ニ流レ候哉ノ聞有之候處、抑賣藥ナルモノハ、多クハ患者又ハ其家人等ノ自ラ其病症ヲ推測シ、効能書ニ依リ之ヲ使用スルモノニシテ、而モ其推測ハ多クノ疾病ニ付テハ容易ニ適中ヲ期スヘカラサル

ノミナラス、適當ノ時期ニ於テ之ヲ使用スルコト能ハサル等ニ依リ完全ニ治病ノ効ヲ奏センコトハ至難ナルヘシト雖、幸ニ其推測ニ適中シ、且適當ノ時期ニ使用シタリトセンカ、効能書ニ記載セル病症ニ對シ相當ノ効能アルヘキモノダラサルヘカラス、單ニ無害ヲ目的トシテ配伍ノ主藥カ、能書ニ記載シタル病症ニ對シ、殆ント何等ノ効能アルヘシト認メ難キ賣藥ヲ免許スルカ如キハ、法ノ精神ニ背反スルモノト存候、就テハ自今賣藥ノ免許ニ關シテハ一層周密ナル調査ヲ遂ケシメラレ候様致度依命此段及通牒候也

## 八、賣藥法の要點

斯くして、賣藥の眞價が漸次認識せらるゝと共に、賣藥業者の熱烈なる、賣藥規則改正運動は漸く其効を奏し、明治末期に至り、政府でも此錯誤的法律を改正すべき必要を認め、愈々古色蒼然たる賣藥規則は廢止され、新たに「賣藥法」が立案せられ、大正二年政府案として議會に提出された、然るに、屢述の如く執拗なる醫師團の反對運動は例に依り極めて熾烈を極め、爲めに此政府案も議會に停頓の己むなきに至つた、茲に於て、全國の賣藥業者も亦猛然騰起し、賣藥法案通過に努力し、遂に、醫師團と、「醫師にも賣藥調製權を與ふること」を以て妥協し、茲に多年の希望成り、翌三年法律第十四號を以て「賣藥法」は公布され、翌四年三月卅一日から實施されたが、此賣藥法の公布は、實に本邦賣藥の一劃期を成すものであつた。業者の此運動は賣藥印紙廢止運動と共に本邦賣藥史上に特筆すべき二大事績である。

さて、廢止された舊「賣藥規則」に對し、現行「賣藥法」は如何なる點が改善されたかに就て述ぶることは、現行法の解釋上にも重要な事項と信するが故に、該法公布の當時、内務省の發した内訓「賣藥法制定に關する理由」の要旨に依り解説することにする。

### 一、毒劇藥の配合を法文に明定した事

當初の所謂無効無害主義の結果は勿論賣藥に毒劇藥の配合は許されなかつたが、其後漸次配合の範圍を擴張するの己むなきに至り、毒劇藥も或程度まで、「賣藥検査心得」などに依り、所謂手ごころ的に配合を許されて居たのに過ぎなかつたが、賣藥法には、例へ毒劇藥でも誤用の虞のない有効のものは、配合許可差支へないことを明かにした。(賣藥法第四條)

### 二、賣藥營業者の資格を定めた事

以前の賣藥規則では「物」に對してのみの取締であつたから、賣藥免許出願の内容が差支へなければ、出願者の何人たるを問はなかつたのである。然しこれは、所謂過渡時代の方針で將來物のみならず、「人」も又選ぶべき要ありとの見地と、今や本邦藥學の進歩著しきものあり、藥劑に對し全能力を有する藥劑師の數も増加した以上、將來眞に賣藥を改善進歩せしむるには其製造も全く専門家の藥劑師の任となすべきことは、當然の理である。故に賣藥は此時より其製造權利を藥劑師の有としたのである。然るに藥劑師の外、醫師にも其權利を與へ、甚だ奇異なものとなつて居るが、之は前述の如く賣藥法の發布に際し猛烈な反對運動を試みた醫師團がこれを蠶食するところとなつたのである。(同第六條)

### 三、賣藥の原料品に關する規定

賣薬に配合する原料は、日本薬局方所載の薬品を以てすることが原則であるが、其他の薬品も配合を許すことがある。此場合、日本薬局方以外の薬品では其本質が不明であるから其品質の検査を行ひ、且つ同一質を保持せしめる爲に、原料の見本を免許申請と共に提出せしめ、且販賣又は調製所に臨検して検査を行ふ規定を設けた。(同第五條)

#### 四、賣薬の請賣行商等の出願制の廢止

封建時代の遺風を充分に盛込まれ、努めて繁文縟禮的に出来て居た、賣薬の請賣手續や行商鑑札などが現行の如くになつたのである。當時賣薬の請賣をなすには一方毎に請賣鑑札を買つたもので、其繁雜なる手續は官民共に頗る惱まされた所であつた。

#### 五、賣薬廣告の取締を設定した事

以前、誇大廣告などは警察犯處罰令で取締つて居たが本法に依り特に其規定を設けて取締るに至つた。(同第九條)以上の外、賣薬の輸出移出に關する規定等であるが、要するに此賣薬法の實施は、賣薬を今日の如く進歩せしめた第一段階である、然しながら、今や我賣薬の情勢は、更に之に大改革を行ひ以て第二段階に登るべき時機に到達しつゝあるのである。

## 第四章

### 一、賣薬部外品とは

醫療用の藥劑と、醫療用以外の藥劑を、法律的に區別して、前者を「薬品」と謂ひ、後者を「藥物」と謂つて居ることは、前章記述の如くであるが、是と同じく、一般公衆に、醫師の指揮に依らず疾病治療の用に供せしむるため、販賣する藥劑を「賣薬」と謂ふに對してこれに似た形式ではあるが、疾病の治療を目的とせず販賣する藥劑を「賣薬部外品」と謂つて兩者を區別してあるのである。即ち賣薬は、疾病を治すために用ひるものであるが「賣薬部外品」は疾病治療以外の目的で「直接人の口に入れ、皮膚に塗る藥劑」を謂ふのである、然らばどんなものかと之を具體的に謂へば、次の効能があると認むる「藥物」を「賣薬部外品」と謂ふのである。

- 1、疾病の豫防又は皮膚障害の豫防若くは除去(即ち、病氣や病毒を防ぐために豫め用ゆる藥劑、ヒツ、アカギレ、シモヤケの藥などを云ふ)
  - 2、滋養強壯、心身爽快、又は身體諸機能の増進若くは抑止(即ち、身體の健康を保持増進する藥劑、口中の悪臭を消し心氣をさわやかにする清涼劑、聲をよくする藥、身心の疲勞を回復し或は眼をハッキリと、美しくするなどの藥劑。身體のある機能を止める藥劑など)
  - 3、皮膚組織の變更、又は體臭の防止(即ち、色を白くしキメを細かにし、ソバカスをとる。などの藥劑、ワキガなどの防臭劑)
  - 4、脱毛の防止、毛生、除毛、又は染毛(即ち、ぬけ毛どめ、毛はへ藥、毛を除る藥、白毛、赤毛染など)
  - 5、飲酒、喫煙、其他の習癖の矯正(即ち、酒、煙草のきらひになる藥、船や車に酔はぬ藥、ドモリの藥など)
- 以上の如きを謂ふのである、此賣薬部外品中の多くは、以前、賣薬に印紙を貼用した時代には、總て便宜上「賣



「薬類似品」と稱して、賣薬法の取締を受けたものであるが、其後印紙税法が廢止されてからは、賣薬類似品といふものが無くなつたのである。然し、いづれも藥品藥物を原料として製造するものであるから、取締の必要がある、そこで、各地方廳では、各地方毎に「賣薬部外品取締規則」（警視廳令とか府令縣令）を設けたのである。故に各府縣に依り、部外品の種別には見解が違ひ、取締も區々別々であつたので、昭和七年、内務省は省令第廿五號「賣薬部外品取締規則」を發布し同時に、府縣の取締規則を廢止して之を統一したのである、ところが、此省令發布以前各府縣で區々に取締つて居たところには、賣薬部外品の種目の中には、前記の外清毒劑防臭劑、除鼠劑、蠅蚊虱油虫其他の害虫驅除劑、飲食物の防腐劑、清涼劑或は齒磨や化粧品などの外、家庭衛生綿なども、部外品として扱はれて居る處もあつたが、此省令ではこれ等は工業用家専用の藥物と認めて、部外品の觀念から除外し治療を目的としない藥劑で「直接人の口に入れ、皮膚に塗るもの」に限定して前記の如く五項の種別にしたのである。然しこれ以外にも直接衛生上關係のもの即ち、準部外品と認むべきものも生ずるので、上記五項目の外に必要に応じて内務大臣が品目を「指定」することになつて居る。現在では「蠅蚊虱類の驅除用撒布劑又は燻蒸劑」が指定されて居る。

さて此五項目中、(一)の豫防藥であるが、現代の新しい醫學は、治療醫學と豫防醫學になつて居る従つて、藥品にも、豫防藥と治療藥とが出来なければならぬが、賣薬法では此豫防藥品を未だ認めて居ないので、これを此規則中に入れたのである、而して豫防藥とは花柳病の豫防藥や、或は天然痘豫防の痘苗や、他の血清などもこれに含む譯であるが、例へば其内容實質が花柳病豫防のみならず、花柳病を治す効能がありと認められる場合は、賣薬とになつて、此項目から除外されたのである。

次に(二)の「滋養強壯」といふ項目に、マムシ酒とか、養老酒養命酒など其他、通常飲料のブドウ酒などはこれに當るかといふに、之等は酒と認めて除外してある、然し同じブドウ酒でも、規那鐵ブドウ酒サフランブドウ酒などは此項目に入る藥物であるのである。

なを、此賣薬部外品取締規則では、所謂「物」に重點を置いてあるので、製造販賣に就ては、賣薬製造の如き資格の制限はない、他の法規に抵触せざる限り、何人と雖も免許を得て製造販賣することが出来る、然し、原料に、毒藥劇藥を使用するものは藥劑師、製藥者、若しくはこれと略同等の知識経験のあるものでなければ免許されない内規になつて居る、又請賣販賣は、賣薬同様何等資格はいらぬが、同じ部外品でも「染毛劑其他、毒物劇物」の規則の適用されるものだけは、資格がなければ販賣することが出来ないものである。

【参照】 所謂藥物ノ意義ニ關スル件（昭和七年九月警視廳總監ヨリ内務大臣へ稟申）

今次發令ヲ見タル賣薬部外品取締規則第一條中藥物判定ノ標準ハ左記中其ノ何レニ依ルヘキカ聊カ疑義相生シ候條至急何分ノ御回示相成度

- 一、形式上其ノ容器又ハ被包等ノ外觀的體裁ハ勿論、其ノ内容カ、散、錠、丸劑或ハ水劑等ノ形態ヲ有シ社會通念上藥品又ハ賣藥ニ類似シ且ツ滋養又ハ疾病豫防等ノ効アリトスルモノニ在リテハ、假令其ノ實質カ醫學的ニ効ナキモノト認メラル、モノニアリテモ規則第一條ノ所謂藥物ト謂フヤ
  - 二、又前記ノ如キ形式的要件ト實質的要件則チ其ノ内容カ醫學上効アリト認メラル、藥品ヲ含有スル場合而已ヲ指稱スルモノナリヤ
  - 三、藥物トハ其ノ物ノ容器又ハ被包等外觀的體裁ハ社會通念上藥品又ハ賣藥ニ類似セスト雖モ其ノ内容ニハ醫學上治病ノ効アリトシテ從來使用セラル、藥品ヲ配伍シ又ハ配伍セル或ハ生藥類ヲ加工シ、實質上規則第一條各號ノ一ニ該當スル効アリトシテ販賣スルモノヲ指稱スル意ナリヤ
- (右稟申ニ對シ内務省衛生局長ノ回答)
- (前略) 右ハ一、二ノ場合ハ共ニ藥物ト認ムヘキモノナルモ、一ノ如キ場合ニハ免許不相成ヲ適當ト被認、三ノ場合ノ其ノ容器又ハ被包等ノ外觀的體裁ノ如何ニ拘ラス社會通念上藥品又ハ之ニ類似スルモノト認ムヘキモノハ藥物ト解シ可然存候

### 二、藥物と毒物と劇物と

前記「賣藥部外品」を取締る規則の始めに

「賣藥部外品ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル效能アリトスル藥物」云々

とあるが、此藥物といふのは、廣い意味に於ける藥劑であるが、然し法律上、醫療用の藥物や賣藥と區別するため藥品賣藥以外の藥劑を藥物といふのである。即ち「賣藥」に對する「賣藥部外品」の區別に同じ意味である。

「藥物」の中には、「藥品」と同じく毒藥も劇藥も普通藥もあつて、其性質も變りはないのであるが、使用の目的に依つて之を「劇物」「毒物」と稱し、藥品の劇藥毒藥と區別して居るのである。

此「藥物」といふ詞は、前記「賣藥部外品取締規則」に於て、藥品や賣藥に對抗して始めて、此文字が法律的に使用されたやうな次第であるから政府が、工業用、學術用、試験用、家事上等に使用する目的を以て販賣する藥物の中から、特に「毒物」「劇物」と指定したものに就て取締る規則があるのみで、今日まで他の藥物に對しては未だ取締るべき法律は制定されて居ないのである。

日本藥局方に載つて居る藥品は、其局方と同一のものでなければ、醫療用は勿論、藥店に於て販賣授與並に陳列貯藏する事を禁ぜられて居ること、前章に説明した通りである、従つて此毒物劇物の容器包裝には「醫藥用外毒物又ハ劇物」といふ文字を明瞭に記載する規則になつて居ること謂ふまでもないが、此「毒物劇物」以外の藥物も實際的には、又「醫藥用外」の文字を容器包裝に記載し、醫療用に誤用されないやうに販賣して居る、ところで、前記規則で取締られて居る以外の「藥物」の中、藥局方に記載されて居ない、廣い意味の藥劑換言すれば藥ラシイモノもあるがこれ等の解釋は、例へば、藥草人參の如き藥草と稱するものであるが、之等が生物のまゝ露店などで賣つて居る場合は「藥物」と認めないが、それが多少の製造工程を経て、藥ラシイ形態になると、これは「藥物」と認められる。斯うした「藥物」に、若し疾病治療の效能を附した場合は、無論、賣藥と認められるのである。

此所謂毒物劇物は、製造も販賣も共に資格を制限されて居るが、これ以外の藥物に就ては、前述の如く何等の取締規則もないから、他の規則に抵触しない限り、前記の解釋に準じて販賣することが出来るのである。

【参照】 批把藥湯ニ關スル件（明治廿一年十月内務省衛生局長ヨリ地方長官ヘノ通牒）  
批把藥湯、三味湯ハ適宜ノ服用量ニ包裝シ、合劑ノマ、販賣スル者ハ賣藥トシ、單ニ暑氣拂トシテ、其煎汁ノミヲ販賣スルモノハ、賣藥外トシテ取扱候事ニ省議決定相成候間此段及通牒候也

## 第五章

### 一、藥業者の種別

藥劑の複雑なこと叙上の通りで、従つて之を以て營業とするもの、亦極めて多種に岐れるのである、藥劑を扱ふ者を、一口に藥業者と稱するけれど、之を、藥學的に、法律的に、其系統に依り分類すると、同じ藥業者と謂つても、其實際の業態は相互間には殆んど他業に均しい程の隔りがあるのである。以て藥業者なるもの、廣汎且複雑であることが知れやう。現在藥業者に屬するものを、商業的に分類すると次の如くである。

- 一、小賣業者
- 1、賣藥請賣營業

賣藥の取次販賣をなすもの（資格不要）、但し自家の製造の賣藥のみを販賣するものもある。

- 2、賣藥行 商人
- 自己の製造の賣藥又は他の製造賣藥を行商するもの。（資格不要）

- 3、藥品販賣業
- 藥劑師と藥種商とがある、同じ販賣する藥品にも制限がある。（共に資格を要す）

- 4、藥局
- 醫師の處方に依り調劑をなし、其他藥劑師の業務を營む。即ち藥劑師の藥店を謂ふ。（資格を要す）

- 5、毒物劇物營業
- 毒物劇物を販賣するもの。（資格を要す）

- 6、以上の中の一ニ種若しくは全部を兼業するもの。

二、製造業者

1、賣藥營業

賣藥を製造して一般的方法に依り卸賣する本舗である。中には廣告を販賣機關となし直接公衆に販賣する所謂通信賣藥本舗や富山の如く、多數の行商人を全國に派遣して販賣せしむる配置賣藥本舗、等もある。（要資格）

2、製藥者

醫藥品並に所謂毒物劇物及藥物の、工業藥品、化學藥品、染料顏料等々種別があり、又其營業資格にも藥劑師

と薬剤師でない製業者とがある。(有資格者)

### 三、仲介業者

#### 1、賣薬卸問屋

賣薬を取次ぎ請賣營業即小賣店に卸賣をなす。(資格を要せず)

#### 2、藥種問屋

藥品藥物を、藥劑師藥種商其他に卸賣をなすものであるが。藥品は所謂洋藥品及新藥新製劑を扱ふものと、生薬即ち和漢藥品及粉末藥品を扱ふものと、各専門的に卸賣をなすものと、兩者を兼ねるものがある。之等の中には海外貿易のみをなし又は兼ねるものもある。(有資格者)

#### 3、工業藥品問屋

醫藥品と全く別に、工業用の藥劑、或は染料顔料又は化學用藥劑等、各々専門的若しくは營業に、卸賣をなす。以上は、大都市に於ける商業的分類であつて更に各業者共、資本關係と、其取引上の状態に甲乙のあること勿論である。而して大都市以外の地方には、資本關係と取引の便宜上から、製造者を除く各業の總てを營業して居るものも多いのである。

## 二、藥業取引の實際

藥業者の取引は、往時種々の特別な商習慣があつたが、今は一般商業としての取引上の方法慣例等も多く變り

ない、然し賣薬の方面には、特種の取引方法や商習慣が行はれて居るものもある。従つて他の藥業者も略これに準じて、共通的に行つて居る場合もある、其二三例を上げる。

### 1、置仕切

これは、最も古い、一種の長期委託販賣取引法である、現今では賣薬の商業上第一とするのは其宣傳である、故に宣傳には廣告費其他の莫大な資本が投せられる、従つて其取引も一般商品と異らず、短期間に活潑に行はれて居るのは當然で、蓋し往時の賣薬本舗の心理は、特約店たる請賣業者に對して、自製劑を「賣つて買ふ」のであつたが、現今では、自己の力に依つて「賣らしてやる」に進化したのである。然し、往時、現今のやうな宣傳機關もなく、従つてこれに莫大の費用も要しなかつた時代に於ては、全國に特約店網を張つて、何處にも自家製劑を置き、實物宣傳を行ふことが、資本主義的營業方法であつた「置仕切」は即ちそれである、特約店に對し、相當の製劑を送荷して販賣を依頼して置き、一定の時期、年一回或は二回、巡回して特約店を訪問し、賣品を計算して賣掛代金を収集するのである、これは廣く行ひ且長期間の貸付であるから本舗では巨額の資本を要するが請賣業者は常に手近に在庫品があるのと、勘定がラクな點等から、努めて是を賣つたので、宣傳効果の稀薄になつた現代などに比して非常に賣行の成績は良好であつたのである。往時の賣薬取引と謂へば殆んど此所謂「置仕切」の委託販賣のみであつて、現に一流の賣薬本舗中、此營業方法により基礎を築いたものも尠くないのである然し今でも直接宣傳費を投じない營業者では此取引を行つて居るものも残つて居る。

### 2、取引と切替へ

卸問屋對小賣業の一般信用取引は別に變りはなく、市内では毎日、注文取りの店員が、取引先を巡回し、朝の分は午後には注文品が配達され、急ぎの注文なら時間外の夜中でも配達するといふ勤勉振りは言ふまでもないが。東京の卸問屋では、毎月廿日を以て勘定を締切つて計算し此代金を其月末に現金し廿日以後の分は翌月廻しの計算となることに申合せて居る、此勘定の切替へ日を「限替」と謂ふ、又特に仕拂の期限を二月、或は三月等特に延長して買入るものを「限付」と稱し。現金取引の場合は「現〇」など、いふ用語を用ふのである。薬品、工業薬品等の卸問屋もやはり此「限替」を夫々規定して居る。

### 3、膏藥卸値の算定法

膏藥（部外品を含む）には往時から定價があるだけに、其の卸買値算定法も一寸變つて居る、往時は定價十銭のもの一圓に就て、十五個替などといふ所謂「兩に幾程」の「圓建」のものもあつたが、今は斯ういふのは無いやうだが、古來からの所謂「カケ」といふ特種の計算法は依然として行はれて居る、それは、例へばある膏藥の卸買段が「六ガケだ」といふ場合には、其膏藥の定價に六を乗ずれば卸買段が出るのだ。即ち一圓の定價ならば六十銭。五十銭の定價なら三十銭で、 $60 \times 50 = 3000$  圓建といふ譯である。即ち「カケ」の數字の少い程卸買は安いのである。此算定法は膏藥の如く、同じ品で、定價が幾種もあるものは極めて便利な方法である（記帳等の場合には「カケ」のことを「替」の字を用ゆる）而して膏藥の卸買段は相場で左右されるのではなく、製造者即ち本舗が自己の製劑の製造原料製造費に宣傳費などの外、賣行等も考慮に入れて、適宜に此「カケ」をきめて賣出すのである故に餘り原價の變動はないのであるが、賣行のよいものは自然に「カケ」が高く甚しいのは「八」

「九」ガケといふのもあり、又宣傳費等を算入せずには或は内容や定價で加減して所謂安い「カケ」で賣出し、請賣業に、利益を多く得させて賣らせるといふ商策のものもあるから、従つて「二ガケ三ガケ」などといふ法外な安いものもあつて懸隔を生ずる譯である、然雖、従來膏藥の「カケ」の平均は「六乃至七カケ」以上といふ所が原價算定上、最も眞面目なところである、故に商品仕入の場合「二カケ三カケ」などといふ法外な安いものは請買販賣の上には餘程考慮を要するのである。尚、定價をいふ場合定價十銭のものは十〇五十銭は五十〇、一圓は圓〇等の略稱を用ゆるのが常である。

### 4、薬品、新薬新製劑の卸買段

医療用、工業用等の薬品の卸買は、膏藥の如く製造人が適宜に定めるのではない。「藥品市場の相場」に依るものである。古來、薬品類の相場は、米米や株式の如く、相場の變動の激しいもので、殊に近時、對外爲替の關係や貿易商の所謂「本國相場」などは、極めて敏感に、本邦の薬品相場にも影響するものである。故に相場は非常に暴騰したり、或は下落したり、絶えず卸買値の變動があるから、小賣店でも、此「薬品相場」は絶えず注視し、さうしてそれに準じて販賣値段も變更する必要があるのである。然し、同じ医療用の薬品に屬するが「新薬」とか「新製劑」といふものは、一般的の製劑と違ひ、個人的の製品であるから、是は膏藥と同じやうに、其製造者或は輸入者が、原料相場や製造宣傳費などを考慮して適宜の卸買段を定め、又は上下するのであるが、これ等は多く、一箱或は一打等の建値もあるが。新薬新製劑には膏藥の定價の如くに、一個何程と單位に就て一般に販賣せしむる統制的の値段を定めて居るものも多い、これをA價と稱し、これに對し卸買段のことをB價などと謂つ

て居るのである。

5、薬業共通の符牒

古來藥業者全般に渡り、共通して日常使用する數字の記號、即ち符牒がある。これは卸原價等を表示する場合に多く用ひ、金高を口に言ふ場合、往々此稱呼を用ゆることもある、其符牒は左の如くである。(呼稱は右より左へ讀む)

数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14	15	16	17	18
符號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
呼稱	ニ	ハ	サ	ク	ウ	マ	バ	ワ	キ	ヒ	シ	タ	チ	ツ	ロ	ニ	マ

例記

以下右に準じ、記號は總て左書とし、同一數字併列の場合には、稱呼は、並びを略して「ナラ」を用ゆ、即ち「五五」の場合は「ウーナラ」といふが如くである、賣藥取引に際し、記帳の場合等に、其品所定の定價は必ず數字の十〇、或は廿〇等の文字を用ひ、卸原價即ち「カケ」(替)を表示する場合には必ず此記號を用ゆる慣例になつて居る、例せば「何々丸(藥名)十〇」とあれば「何々丸定價十錢」を表示し其下の記號五六とある場合は、何々丸の卸値五六カケ(替)であることを示すのである。(別頁取引文書の實際参照のこと)

又藥品等の場合には、一個の單價を示すのである。例せば「イヒチオール(藥名)の相場は、バマウーだ」などと謂へば、即ち、此藥品の時價は五百瓦容量のものが一個六十五錢であることを意味するのである、又「打」の

字の下に此記號があれば、一打に就て幾程、又「箱」の字の下に此記號を記せば、一箱に就て幾程といふことを示すのである。

業者が此符牒で金高を表示する場合、やはり、「タニマル」とか「リヤンマル」などといふこともある、然し要するに業者だけの共通符牒で業外者に対して、暗號として應用さるゝこともあるのである。

6、有利なる特賣

賣藥本舖は、臨時に、又は定期的に、所謂「特賣」と稱し、請賣業者のために極めて有利な條件を以て、自家製劑の特別賣出しを行ふことがある、これは、請賣業者は採算上、見逃すべからざるものである。此「特賣」といふのは、例へば、「××丸原價金十圓を以て一口とし、一口毎に、割増として定價にて二割を添附す」といふやうな條件が發賣期間を限つて發表されるのである。此場合××丸の原價(即ち卸値)で十圓分を仕入れれば、割増と稱して其二割に相當する額を定價で添附する、即ち二圓分の景品が付く譯であるから、假に××丸の原價が五カケであつたとすれば、割増の原價は一圓となるから、此特賣の××丸は平素の仕入よりは、卸値段が一割安く買へるといふ計算になるのである、故に、著名な賣藥の特賣は、請賣業者は争つて、仕入れるのである、然し近時は競争が激しくなつて、餘程有利な條件でなければ、豫期の賣高にならぬので、年々此特賣は有利な好條件を以て可成的多く買ふことに努める傾向になつて居る。然し、本舖側では、餘り多くの割増を附けると、それだけ卸値段が下落する譯であるから、従つて從來維持して來た、平素の所謂「卸の建値」が崩れる弊害がある、故に割増はなるべく少くする代り、射倖心を利用して抽籤などの方法により景品を出したり、或は遊覽とか、觀劇な



本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

第二條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條 同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地域内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條 同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限りニ在ラス

(中略)

第十條 (其一省略)

同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徴シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

(中略)

第十九條 第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五圓以上五百圓ノ科料ニ處ス

この法律に依つて、東京では、東京藥種貿易商 同業組合、東京製藥同業組合、東京實業同業組合、などは、古くから前記第一條の認可を受けて設立されて居るのである、又實業に對して、同法第十條は「重要輸出品」と指定して居るのである、此法律に依る權威ある同業組合は、東京に限らず、各府縣の、實業同業組合、藥種仲買商

組合、實業藥種同業組合、等いづれも、藥種商、實業、製藥が夫々各別に、又は綜合的に設立され、此法律の認可を受けて、活動して居るのである、故に、此組合の設立せられて居る地區に、藥業を開くものは悉く、此組合に加入して、其定款に従つて營業する義務がある。のみならず、藥業の如き法律的にも其他にも種々複雑な關係の多い業務では斯した組合員となることは、非常に利益であるから、進んで加入すべきものである、然るに、從來此組合の存在を認識せず、或は此法律を無視して、組合に加入せず、甚だしいのは反動的に、所屬組合の定款に違反して、同業者の共存共榮を破壊する不心得ものがあるが、是等は公には法律の制裁をうけ、又私的には信用を害し結局は可憐なる末路になるのが多いのである。

次に、最近公布された「商業組合法」といふ法律に依つて設立される組合がある。所謂「商業組合」であつて、これは同業組合と同じやうなものであるが、同業組合は、本邦の重要な物産の發達を圖り、之を保護するものであるが「商業組合」は、小賣商人を保護し其改良發達を圖るために設けられた法律と解釋してよいもので、小賣業者にとつて、此組合法の實施は頗る福音といつてよいのである。此商業組合法では、組合員は、業務の統制以外に商品の共同仕入や、資金の貸出しなどの商業的業務も行ふことになつて居るのである。

東京の藥業者は、既に、東京中央藥業化粧品商業組合を始め、二三區宛聯合して、各々藥業商業組合を組織し、規定の認可を経て其事業を開始しつゝあるのである。各府縣に於ても續々設立されつゝあつて、やがて全國の小賣業者は、汎く此恩典に浴することであるふ、而して此商業組合の設立されて居る地域に於て、同じ藥業を營むものは、組合員たる否とに拘らず其組合の統制に服することを命ぜられ、これに違犯する場合、法の制裁を受く



る規則になつて居るから、此組合には進んで加入して組合員たる利益を得ることが得策であるのである。

【参照】 商業組合法（昭和七年九月法律第五十五號）（抜萃）

第一條 商業者ハ其ノ商業ノ改良發達ヲ圖ル爲、共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ商業組合ヲ設立スルコトヲ得、但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ商業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

（中略）

第六條 商業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違犯者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第九條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ行政官廳ハ商業組合ノ組合員又ハ其ノ組合員ニ非スシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

（中略）

第四十一條 第九條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

商業者ハ其ノ代理人戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ營業ニ關シ前項ノ命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

（下略）

## 第六章

### 一、薬店の開業に際して

新に薬店を開かうとする場合、先づ以て其營業當事者が、藥劑師、藥種商、若しくは毒劇物營業等の資格を有して居るか、或は全然無資格の人であるか、開業の計畫を左右するが、それよりも先決問題は、資本である、其資本の高によりて總ての計畫を立てるべきは當然である、然し薬店は他の商業に比較すれば、極めて小資本でも營業することも、又多くの資本を必要とする計畫も立つ即ち資本的には自由にラクに店が開ける營業である。而して有資格者の小資本又は大資本、無資格の資本の大小と、様々に其立て方が異つて来る、故に其各々に就て詳述するとは不可能であるから、爰には小資本を主とする薬店の開業に際し、共通の注意事項を掲げる。

▲まづ地の理を考へよ「薬店の主商品は賣薬」………店の位置を定めることは、何業を問はず自己の戦線を張る最も大切なことである。東京に於ては、帝國大學病院の調劑を主なる營業とする大學周圍の藥局の如き特別の地域にあるものは別であるが、元來一般的の薬店の主眼とする商品は賣薬であることは否めぬ、即ち収益の最も多い商品は蓋し賣薬である、資格の有無や自製他製を問はず賣薬の最も多く賣れる薬店は、其収益率が最も多いとされて居る、従つて特種の目的の無い限りまづ以て地を定めるには、賣薬の賣行如何に重點をおくべきである、繁華な大通りも可也又賑やかな横町もよいであらふ、然し最も注意すべきは、目的とする顧客の集團地が最も近くにあることを最大の條件とせねばならぬ、此條件に適する地域ならば必ずしも町の繁賑は左したる問題ではない、非常に著名な老舗は兎も角然らざる限り、薬店の顧客は側近にあることを無視してはならぬ、安賣さへすれば客は遠くからも

來るといふ人もあるが、それよりもまづ附近に人氣を集めれば、必ず其人氣は漸次他に波及するものであることを信條とすべきであるとおもふ。故に開店すべき地を物色するには、先づ以て、賣藥の最大顧客である、中産階級以下の集團地を研究して後適當の店舗と周圍の事情を考慮して戦線を張る計策を立てるべきである。

▲人の和に若かず「堅實な繁昌策」……地の利も勿論重要であるが然し其地の利が理想に適しないやうな場所に店を張らねばならぬやうな場合に最も重要なことは、人の和を求めることである、といふのは近時競争の劇甚な結果として、都會などの藥店のサービスは大に改良されたが、藥店は傳統的にサービスの悪い慣習がある。藥店の店頭へ來るものは女子供が多いといつて、徒らに空世辭を並べるを以てサービス満點といふのではないが、店頭にて直接顧客に接するものは、年少の店員ばかりであつたり、或は美髯の店主が、白衣を着て藥局の中から客を睥睨して居たり、然らざれば大丸輪の妻君が金銭登録器の前に客を横眼に冷然たる態度など、今でも藥店の多くに見る圖である、藥店の賣品は専門的の知識の無い客に詳しく説明してやるべきのものが多く、藥を求めものは、心中に悩む所が多い、これを慰めてやるには、知識あるもの、懇切な説明にある。藥の選擇は他の商品の如く、顧客自ら選擇し得ざる場合が多い、これ等に對し、ブツキラボウの不親切な應對をするものが、店の第一線にあるとしたら其店に對する影響は甚だ不利であることは謂ふまでもない。斯様な店で如何に安賣をしたからとて、藥、特に瘵病を主とする藥劑の賣上能率を増加することは不可能である。

本舗としても有名な、東京下谷の某藥店の小賣部では、往時此老舗の店頭には賣臺を控へて、同じ顔の相當年輩の店員が一名いつも坐つて居て、この店員が來客を丁寧に迎へ、親切に來意を訊し。それに應じて、後方に控へて

居る小店員を呼び、必要の藥品を取寄せる、そして其應待した店員から、客に禮儀正しく授受するといふ賣方をする特種の店風がある、而も此店は當時、店頭にはサンプル式に商品を少し許り置くばかりで、賣品は、店の直後の倉庫から取出させた、従つて所謂店さらしの品は客に賣らぬ譯である、既に相當専門的知識のある年輩の店員が丁寧に送迎し親切に應對する點など、所謂サービスは満點である、況んや店さらしでない新しい商品をいつも賣る點、等、最も顧客に十分の満足と興へるのであつた、此の店は今では其形態こそ現代的の要求に依り陳列式の立賣の店に變化したが、此商風の精神は依然持續されて居るので、今尚東京屈指の小賣藥店として有名である、此店頭戦術は大いに學ぶべきものである。此筆法で、いつも第一線に主人が立ち、客の應對は悉く主人が之に直接當り、店員は主人の命ずるまゝ、其必要の商品を運ぶだけの役目をする、といふ商風は現在の藥店に於て最優良のサービスで斯くしてこそ、客との間に、所謂人の和を生じ、これに依つて、地の不利を補ふに十分である、況んや此上に地の利を得れば、藥店としての成功は期待出来るのである。

▲多少の冒險「讓店を買ふ可否」……所謂居拔の讓店を買つて、營業を開始することは煩雜な準備を省き、即ちに開業が出来る等極めて簡易で、且つある場合には安價なこともある、然しこれは餘程慎重な考慮を要する、即ち引合ふ營業、多年苦心して築きあげた本城であつて、それで幾人かを養つて來た所謂カブとなつて居る店を何故に讓渡するかといふ原因に十分の調査を必要とする、其原因が人事の異動であるとか、家庭の事情であるといふやうな、直接營業に關係のない事情であるならばよいが、然らざる場合、即ち營業上の關係に其原因があるとすれば、餘程の有利な條件でない限り、冒險的の覺悟を以て望む必要があることを忘れてはならぬ、故に、冒險的な讓渡

の老舗を買ふよりも、寧ろ總て自己の理想に立脚し、自己の苦心を根本として新たに店を開く方が寧ろ安全であると謂ひ得る。

▲店舗と其設計「精神的繁榮策」……開業すべき目的の地に然るべき店家が決定したとすれば、次で、此店を如何にして立派な「薬店」に構造するかといふ問題である。薬局薬店夫々其構造が違ふが開業當時資格の無い薬店でも副業的にやる小規模の營業を目的とする薬店であれば別だが、然らずして積極的の營業を企つる場合は、店舗の構造は將來「薬局」の設備をなし得るやうに設計さるべきである。それは、賣藥請賣のみの程度で開業しても奮闘努力の結果將來大に發展した場合は、必ず藥劑師を雇用するなりして、店の營業範圍を擴張する必要が生じて來るからである。藥業は何といつても藥劑師が其全能力を有するものであるから、普通の藥店から、所謂藥局に向上するのは其營業の成功を意味するからである。

店舗の設計に就て、人に依つて種々の意見もあり見解も違ふから茲には省略するが、百の説法よりも實際を見解するに若かずである。よろしく、既設の藥店を十分観察し、これを研究して新時代に適應するやう自らの考案に新機軸を出すがよろしい、然し徒らに外形にのみ捉はれず、店舗に前述の如き特殊の商風を確定することが、緊要である、要は、外形の整備と共に、精神的にも善良なる店を造ることを心懸ねばならぬのである。

日本のみならず、外國でも藥店主は街のインテリである、特に藥劑師は専門の學識に於て醫師と差はないのである。従つて醫師が街の尊敬を受くる如くに、藥劑師なり藥店主なりは、一般から尊敬を受くる資格がなくてはならぬ、この精神に於て一般の商店よりは、少くも精神的にだけでも傑出すべき用意がなくてはならない。これは所

謂、智識階級として權威を保持する爲ではなく、商賣繁昌の上からも此根本精神が必要であるのである、然し、粗服を纏つては君子も敬服されない現代である、故に店は可及的美しく装ひ、而して其營業精神はもつとも崇高なれと心懸くべしである。

## 二、問屋を信頼せよ

開店に際し重要な事務は、商品の仕入である、薬店の扱ふべき、商品の種類は頗る多い、前章に詳説の如く、藥品藥物のみでも數種に分れ、其の卸問屋は各々別々である、其他薬店に附屬して扱ふべき關係商品の種類は更に多いのである。故に此商品の選定は、開業に際して、最も注意を要し、頗る面倒な仕事である、これを經驗の少いものが行ふことは頗る困難で煩雜であるから、豫じめ、各商品仕入に充當する豫算を豫定の資本から割出して、これを信頼する處の卸問屋に一任することが、最も便利で安全である。前述の如く、仕入商品の種類が多いので、従つて其問屋も賣藥、藥品、醫療器、ゴム製品、化粧品、雜貨其他に渡り少くも數店であるのが普通であるから、其中の一問屋を選んで開業顧問とするがよい、賣藥は、現在に於ては商品中の中心をなすものであり、其選擇も煩雜である等の點から、開業顧問としての卸問屋は賣藥卸問屋を選定するが最もよろしい。

營業戰線のスタートに際して、萬事を相談するのであるから、此顧問となるべき賣藥卸問屋の選定は最も注意しなければならぬ、經驗の無い新開業者は、此選定を誤つたために、所謂インチキ卸商の好餌となつた例は、往々ある。故に、此卸問屋は、東京に於ける著名な大問屋を選ぶことが最安全である、而して出來得れば、まづ以て、希

望の間屋の店舗を訪問するがよい、百聞は一見の謬の如く、現實に見る其間屋の營業狀態と、其信用程度を認識出来るからである。さて、東京で著名な大卸問屋では、斯ういふ新開業者は、絶へず取扱ひ、又日々多數の店員が其販賣網に活躍して居るのであるから、開業地點に於ける營業狀況などは、手に取る如く知つて居るから。信用するに足ると信じたら卸問屋に對しては、豫算や自己の計畫を、隔意なく應對の店員に打明けて依頼すれば、店員は豊富な經驗に於て、十分相談に乗り、何れとなく親切に指導してくれるのみならず仕入るべき商品も豫定の金高の多少に準じ極めて適當に揃へてくれて、希望通りの時間にも違ひなく荷物も届けて十分開業に間に合せてくれる、そして其間屋で全く扱はない商品に對しても、やはり其店から確實なる卸商を紹介してくれる、而して、斯ういふ著名な卸問屋は、僅少な開業資本でも、巨多の仕入に對しても、其親切な點に於て何等取扱に差はないのであるから、資本金が少いからとの、謙遜から、著名大問屋を遠慮する必要は絶対にない、こんな場合に、名もなきインチキ卸商に引懸ることがあるから、問屋は必ず著名な大問屋を選定するのが得策である。

開業顧問に賣藥問屋を依頼するのは、前記の手續を省くのみでなく、有名な賣藥本舗に於ては少量づゝの取引は新しい藥店には餘程大量でなければ直接取引してくれない、のみならず問屋で仕入れるよりも餘程原價が高いのが通常である、而も全國數百軒の本舗に一々取引するなどは不可能のことであるから、賣藥に限つて、商品仕入は問屋を仲介とせねば自他共に、非常な不利益であるのである、而して、一旦取引を開始すれば其卸問屋は開業當日から市内ならば、毎日、所謂御用聞の店員を派遣して、營業上の注意をしたり又品切の商品を届けてくれる等、實に重寶である、又當初、仕入商品一切の選定を一任することは、開業後其土地の狀況に依り、賣行のよくないものがあ

つた場合などに、賣れる商品と交換もしてくれる等も極めて便利と言はねばならぬ。

卸問屋との取引は、最初は仕入品の金額に對して現金を提供するのが通例であるが、開業後、必要に応じて仕入れる商品代金を、毎日支拂ふことは極めて面倒であるから、凡そ一ヶ月間に仕入れる豫定の金高を、豫じめ問屋に預けておき、月末に決済するがよろしい、便利で且つ誤算等も防げる或は保證金として、それに相當する債券などを問屋に預けておくのも一方法である、當初から多數の卸問屋と取引を開始するよりも、開業の顧問となつてくれた卸問屋を信頼し、仕入の主力を此問屋に置き勸定の決済を確實にしてゆけば、其卸問屋の方でも信用を置き、やがて、一文の保證金を要せず、懸賞をしてくれるやうにもなるのである、故に開業後取引先の卸問屋に信用を得て之と親密にすることは、一種の重要な商策と謂へるのである。

以上は都市に於ける實際に則しての記述であるが、これは地方に於ても大差はなく、只、直接問屋との交渉上に多少の不便はあるが、出来れば地方からも一度上京して此實際につき視察し、それを應用せらるゝことは是非必要であるが、然らざる場合通信を以てせられても大問屋では些の差別なく、殆んど完全に且つ親切に其信頼に副ふことは確言出来るのである。

【参照】 信用ある賣藥卸問屋  
賣藥卸問屋藥種貿易商玉置文治郎商店は、古來大問屋町と稱せらるゝ、東京でも目抜の商業街、日本橋區横山町三丁目、所謂兩國橋大通り淺草橋寄西側に位置せる、四層洋館の店舗であつて、全國の著名な賣藥本舗全部と特約のある卸問屋で、親切と勉強とを如實に示すことを以て最大の主義として嚴守勵行して居る

問屋で、此店は取引先との關係は、廣く淺からんよりは狭くとも深きを望む、即ち得意先とは所謂胸襟を披いてお互に隔意なき取引をなすことを、店主は店員に實行させて居る特種の商風のある店である。

### 三、開業と宣傳に就て

開業に際して、店頭を裝飾する看板類であるとか、飾窓に必要な裝飾用品とか、又はポスターの類も悉く自己の欲するものを製作させることは莫大な費用を要するが、薬店は古來、其店頭を飾る看板などは、賣薬本舗で大部分の製造費を負担し、非常に安い價格で製作してくれることになつて居るので、これ等の裝飾用品などは、特種のもの以外は是亦問屋に依頼し、其輸送に任せることは、便利で經濟的であるのである。

又、ポスターや、顧客に贈る繪冊子や或は玩具などは其季節に相應のものを各名賣薬本舗で製作し、正月のカレンダー、盆の團扇なども、自店の名まで印刷して、廉價で譲つてくれるから、是等はやはり問屋に依頼して大に利用するのは顧客の吸引に最も必要な商策である、近來新しい薬店は殆んど立賣式になつたから餘り必要はないが店頭を賣臺などや、又店頭の客用火鉢、椅子なども、或は小飾棚、電氣看板なども賣薬本舗で製作したものを購入すれば、廉いのみならず、店頭の裝飾に必要であると共に自店の販賣廣告ともなるのである。又近時は裝飾窓の背景なども、特約すれば毎月定期的に美しい意匠のものを絶へず交換贈與してくれる本舗もある、こゝにいふ廣告用の物品を總て「擴張材料」と營業者は謂ふのであるが、看板、賣臺、椅子を始め飾窓の如き、其他擴張材料は、意匠

のよいののは勿論、なるべく有名な、又花形のものを選定すれば其店の信用と感じをよくすることを忘れてはならない。以上の如き擴張材料の利用は開業に當り、重要な考慮を要することである。さて、愈々開業に際し店頭を美々しく飾り立て、或は景品を山と積み、音楽廣告などで客を引き、又附近へはビラや廣告材料などを撒くことは種々の方法もあり、其考案は茲に説明するまでもないが、顧客の吸引法であり、永久に顧客との連絡方法として、自店で毎月、宣傳雜誌を定期的に發行し自己の販賣網中の各家へ配布することは非常に有効なことであるが、これは引札式のものや粗末なもの、或は自家廣告のみに偏したものでは、永い間行つても無効であるから美麗な雜誌に面白い漫畫、寫眞版や讀物や有益な衛生記事などを満載して、其中に自家廣告の頁を挟んで、時節々々の廣告文を記載する、斯ういふ一見立派で、客が一寸手に取つて見るやうな月刊雜誌を定期的に配布すれば、其店の勉強振りにまづ好感を持ち、而して其雜誌が軽い讀物として歓迎されるやうになると、其効果は實に意外なものがある、然し、斯る刊行物を出すには莫大な經費を要するから、個人的には甚だ難かしい、此宣傳方法に就て、藥業家の機關紙である東京藥業新聞社では、既に大正十三年頃から此考案を立て全國の市町村に一店づつの特約店を募り、これに對して、前記の如き宣傳雜誌を各店毎に店名始め必要な營業廣告を印刷し、所要部數を毎月各特約店に送附し特約店では恰も自己の店で發行して居る如くに見える此宣傳雜誌を定期的に配布するのであるが、此雜誌は、名も「趣味と家庭」と稱し、頗る美しい雜誌で、「家庭衛生記事」を始め「小説漫畫寫眞談話落語」など清新の記事を満載して居るので、宣傳雜誌と知りつゝ、大に愛讀者があり従つて其店の宣傳効果は満點である、而も大量製産をして分配するのであるから費用も安い、新開業は斯うしたものを利用されることは頗る高尚な宣傳戰術であるふ。

#### 四、同業組合の定款

薬店を開業すると共に、必要な法律的手續は各資格の區別に應じて、後章に説明するが、此外に重要な手續としては、其地域には必ず同業組合といふものが、設置されて居る、これに加入の義務あることは前章に詳述した通りであるが、東京に於ては、東京賣藥同業組合の、提携團體として賣藥卸賣業の組織する東京賣藥卸賣同業會といふのが設けられて居て、東京府下に於て、開業せんとするものはまづ以て、此組合に加入の手續を執り、組合加入證を持参するものでなければ、卸問屋は一品の賣藥も卸賣しないことを申合せ、嚴重に實行して居るから、東京府下の開業者はまづ此手續を第一にするがよろしい、この組合の統制は東京のみならず、神奈川縣其他各地ともこれに準じて居る府縣が多い、これ等は以下に述ぶる處の同組合事業も亦、東京と同様に行はれて居るのである。さて同業組合の事業の例として、東京賣藥同業組合の定款、即ち組合員の守るべき事項を抄録すれば左の如くである。

##### ●東京賣藥同業組合定款（抜條）

（第一、第二條省略）

第三條 本組合ハ東京市ニ於テ營業ヲ爲ス賣藥製造營業者及賣藥請賣營業者ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ハ營業上ノ弊害ヲ矯正シ、組合員ノ利益ヲ増進シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條 組合ハ左ノ業務ヲ行フ

（中略）

二、不正品又ハ粗悪品ノ取締及濫賣ヲ矯正スルコト

（以下省略）

七、債務ノ履行ヲ爲サ、ル者ト組合員トノ取引ヲ制限スルコト

八、不正ノ行爲ニ因リ解雇セラレタル使用人ノ雇入ヲ制限スルコト

第六條 第三條ニ該當スル者ハ加入申込書ヲ組合ニ差出スヘシ

（中略）

第七條 組合員ハ組合地區内ニ於テ營業ヲナサ、ルニ至リタル場合ノ外組合ヲ脱退スルコトヲ得ス

（中略）

第十二條 組合員ハ卸賣ヲ除クノ外賣藥ノ定價ヲ割引シ又ハ賣藥ニ景品ヲ添附シテ販賣スルコトヲ得ス、但開業  
年首年末其ノ他慣習アルモノニシテ組長ノ承認ヲ經タル場合ニ限り景品ヲ添附スルコトヲ得

第十二條ノ二 組合員ハ本組合地區内ニ營業所ヲ有シ組合ニ加入ノ手續ヲ爲ササル者ノ賣藥ヲ請賣シ又ハ其ノ者  
ニ對シ賣藥ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 組合員ハ他人ノ製品ヲ偽造又ハ模造スルコトヲ得ス

（中略）

性狀ノ變化シタル賣藥又ハ前二項ノ賣藥ハ組合員ノ製造シタルモノニ非サル場合ト雖モ之ヲ賣買スルコトヲ得  
ス

第十四條 組合員ハ直接間接ヲ問ハス言語文章其ノ他ノ方法ニ依リ公然他ノ組合員又ハ其ノ製品ニ關シ中傷スル

コトヲ得ス  
第十五條 組合員ハ取引停止ノ處分ヲ受ケタル者ト其ノ停止期間内商取引ヲ爲スコトヲ得ス期間内ト雖モ解除ノ處分ヲ爲シタルトキハ此ノ限リニ非ス

(中略)

第十七條 組合員ハ取引ノ相手方カ債務ヲ履行セサルトキハ其ノ者ノ住所氏名及事情ヲ組合ニ申出ツヘシ前項ノ申出アリタルトキ組合長ハ其ノ事實ヲ調査シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、相手方カ誠意ナク不正ニ履行ヲ爲ササル者ナルトキハ組合員ニ對シ其ノ履行ヲ爲ス迄商取引ノ停止ヲ命スルコト

二、前號ニ該當セサルモノ及前號ノ處分ヲ受ケタル後其ノ履行ヲ爲シタル者ト雖モ必要アリト認ムルトキハ組合員ニ通知ヲ爲スコト

(中略)

第七十二條 第十三條ニ違反シタル者ハ二年以下ノ商取引ノ停止又ハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ過怠金ヲ課シ又ハ之ヲ併課ス

第七十三條 第十二條及第十二條ノ二ニ違反シタル者ハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第七十四條 第十四條ニ違反シタル者又ハ取引停止ノ處分ヲ受ケタル者ト商取引ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ商取引ノ停止又ハ拾圓以上百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

(以下定款附則)

第六條 定款第六條ノ加入申込書ニハ營業者ノ氏名、商號、生年月日及營業所ヲ明記シ捺印ノ上製造人ハ營業

札請賣人ハ届濟證ノ寫ヲ添へ組合ニ届出ツヘシ

(中略)

第八條 定款第十二條但書ニ依リ景品ヲ添付シテ販賣ヲ爲サントスルトキハ支部長ヲ經テ組長ノ承認ヲ經ヘシ

### 第七章

#### 一、賣藥請賣の手續と商品

前にも詳述した如く、藥品を取扱ひ又使用するものは、専門的の知識を必要とするから、藥品を販賣するものも亦専門的知識を有するものでなければならぬ。故に、藥品は、藥劑師藥種商でなければ販賣することは出来ない。然るに賣藥は、誰でも包装容器或は能書さへ見れば、其藥に適應する病症が判り、素人でも自ら疾病を治すことが出来るやうに調合されて居る藥劑であるから、賣藥を取次ぎ販賣するには、専門的の知識のないものでも差支へない、即ち、誰でも取次販賣することが出来るのである、此取次販賣をする者を「賣藥請賣營業」と稱するのである。

賣藥は誰が請賣しても良いけれど、請賣を開業する前に、必ず左の手續をせねばならぬ、此手續は全く資格の無い者に限らず、藥劑師でも藥種商でも同じことで、此手續を怠つてはならないのである、即ち、

●賣藥法施行規則(大正三年内務省令)(抜萃)

第十三條 賣藥ヲ請賣セムトスル者ハ營業所毎ニ地方行政廳ニ届出ヘシ此規則に依り、左記の届書を東京では所轄の警察署を経て警視總監に、其他の地方では道府縣知事に差出すのである。

**賣藥請賣届**

營業所 何市何區何町何番地  
住所 右 同(又ハ何々)

姓 名  
何年何月何日生

右賣藥請賣營業致候ニ付此段御届候也

年月日

右姓 名 ㊦

警視總監(又ハ府縣知事)何々殿

**賣藥請賣届濟證**

第何號

營業所 何區何町何番地  
住所 何區何町何番地

姓 名

年月日

警視廳 ㊦

上記の届書を差出せば數日後左の證を交付される、是で開業に於ける法律的手續は完了するが、更に前章記述の如くに同業組合に加入の手續をすれば一層完全である。

此請賣營業の届濟證さへ貰へば、立派な賣藥請賣營業となつたのであるから、直に商品仕入に取懸るがよい、此場合東京では卸問屋に此證を見せることになつて居るのであるが、然し別に規則がある譯でないから見せなくても、卸問屋では取りをしてくれる。此仕入に就ては前章に述べたやうに、賣藥の種類は非常に多數で、又所に依つて非常によく賣れるものもあるので、仕入に就ては一切を卸問屋に一任するが最も安全である。

賣藥請賣營業者の賣つて良いものは、賣藥の外「賣藥部外品」(毒物劇物取締規則の適用されるものを除く)のみで、他の藥品は一切販賣することは出来ない、然し藥劑以外のもの、従來藥店で賣るものとされて居る商品は

- ▼化粧品(化粧水、白粉、香水、香油、石鹼、洗粉、齒磨類其他)
- ▼滋養品(ミルク、滋養飲料ブドウ酒等の如きもの)
- ▼衛生用品(乳吞瓶、懷爐、懷爐灰、吸入器、氷嚢、氷枕、ゴムシーツ、ゴム管、月經帶、バンド、ゴムサック、油紙、衛生綿等の外、防臭劑、防虫劑、蚊取線香、蛋取粉、等總て家庭衛生上に必要な品々)
- ▼薰香類(線香類のこと)
- ▼雜品(洗濯石鹼、洗濯ソーダ、ふのり等)
- ▼家庭用の染料や繪の具など

以上は藥店には、殆んど無てならぬ附屬商品なのである。これ等を一通り揃へれば、一軒前の賣藥請賣業と云へる、この外に小間物や雜貨なども附屬商品として、適當であるが、爰には省略する。



## 二、小資本で開業するには

賣薬の請賣營業は、極めて小資本でも、又相當多額の資本をおろして、いくらでも立派に堂々たる營業とすることも出来る。

まづ小資本の營業から謂へば、資本金僅かに百圓位からでも或はもつと少くても開業出来る、これ位では十分ではないこと、勿論であるが、一寸した薬店らしい装置をして賣薬だけに百圓も仕入れが出来れば更に良い。斯ふいふ小資本で副業的に開業するには營業としては、賣薬請賣業は比較的高尙でもあり、最も格好な營業で、やり方の如何によつてはへたな手内職などよりラクで儲けも多い。従來の居所で開業する以外に新しく開業する地を選ぶならば繁華な町で立派な藥局などは太刀打は出来ないのは謂ふまでもないから、前章に説いたやうな方針の下にこれから徐々開けやうといふ新開地とか。小賣商店の少い住宅町の横町といったところが將來を期する小資本や副業的の請賣業に好適地である。

斯ういふ小資本開業者の心得べきことは資本の不足は出来る限り勞力で補ひ、忍耐と努力で積上げてゆく決心が必要であつて、さて愈々新たに開業すると定つたら五十圓なり百圓なりの現金を携へて、前に述べたやうに、自分が信頼するに足る著名な賣薬問屋の店を訪問して、開業の場所や資本額などを隔意なく話して、數は少くともなるべく種類を多くするやうに頼んで一切仕入品の選定取揃へを依頼すると、問屋ではそれに對し適當に大體間に合ふやう揃へてくれる、そして此場合、なるべく無料の看板やポスター或は擴張材料などを多く添付して貰ふこと

と、今後少額づゝでも卸の取引をしてくれるやう、又最初仕入れたものゝ中で賣れない品は後日取替て貰ふことなどを契約しておくことを忘れてはならない、遠隔の地方や問屋へ訪問の出来ない場合などでは、前記の通り悉く手紙で依頼し、同時に、其問屋の「振替貯金口座」があるから郵便局で其口座番號へ金を拂込むか、或は其問屋の取引銀行へ送金を依頼する、此場合最も注意すべきことは、爲替券などの送金は往々行違ひがあるから、最も安全な送金方法は此振替貯金の利用である、若し急ぎの場合は、郵便局へ金を拂込むと局から渡してくれる、局のスタンプの捺した「受領票」といふのがある、これを注文の書面に同封して郵送するのである、問屋では此受領票さへ見れば、自店の口坐へ確實に拂込まれたことが判るので、直に手配をしてくれる。而して前章にも述べたやうに、東京などの著名な賣薬問屋ならば、どんな小資本の仕入でも、又郵便の依頼でも決して粗略に扱はず直接訪問と何等の差別もせず親切に扱つてくれるのである。

さて、商品が手に入つたら、まづ以てなすべき仕事は、前に掲げたやうに問屋から品物に添へてくる商品の送票と現物とを引合せて、間違ひの有無を調べる、問屋では十分の設備で發送前十分の調査をするから減多に間違ひはない筈であるが、若し、過不足を發見したらば、即坐に其旨を通知する、かういふことを几帳面にすることは後日信用上に關係する、品調べが終つたらば、全く経験のない人であつたらば賣薬の一種づゝを手にとつて、其方名からこれに適應の病症、それから用ひ方、そして同じ品でも幾通りも定價があるからこれ等も充分に頭に入れる、これは營業上最も重要なことで、客があつた場合、例へば「胃病の薬をくれ」など病名をいつて來ることが多いからこんな場合に「何々胃散が適當」といふやうに直に頭へ浮んでこなければならぬ、客に來られてマゴ／＼するこ

とは薬店では大禁物である、これが十分研究が出来たらば、箱や瓶のものは、硝子戸棚へ袋のものは抽出しへ、而も、なるべく同種類のもを一緒に體裁よく陳列して、そして品物の有る處は、手さぐりでもわかるやうに記憶しておかねばならぬ。いよく開業すると、何分小資本のことであるから、問屋では十分の注意はしてくるのであるが、スグ其日から、足りない品物が出来たり、賣切たりする、その場合、所謂勞力が必要で品切等の場合は殊更速く、問屋へ往て品切品の仕入をするがよい、問屋では、注文品が纏まつた數でなくても、たとへば、二個三個の少數でも面倒を見て卸してくれる、大量の場合は配達もしてくれるから、少しばかりなど、遠慮せずに品切は迅速に仕入れ、客に對して「一寸切りました」といふ詞は禁物である。斯ういふ具合に、仕入の方は勞力に依つて資本の不足を補ひ、客に對しては出来る限りサービスをする、斯くして得る處の最初の賣上で、他の商品を漸次増加してゆけば、店は次第に大きくなるのである、なほ、小資本の店でも、問屋の信用さへあれば、懸買が出来るが、小資本に限り、なるべく、賣上た金で現金買にする方がよらしい、それは所謂喰込みを防ぎ一方問屋に對し小量仕入の面倒を省き、双方の便利である、小資本でも副業的でも熱心さへあれば必ず請賣營業で一家を支へ得る位力は出来るものである、實際に其例は幾程もあるのである。

### 三、賣藥の交換と反則品

賣藥は店に陳列しておく中に、包装が汚れたり或はシミが出たりした場合、封緘を破らない限り、これを本舗では新しい品と交換してくれる筈であるから、卸問屋へ依頼して、取替て貰ふがよらしい、但し此場合、定價の一割

に相當する、例へば定價五十錢の品ならば五錢の現金を交換手数料として拂はねばならぬ、結局それだけ損害を負擔することになるのだから、商品の陳列は注意し、なるべく日當りを避け、又濕氣の無い場所を選ばべきだ、賣藥は、一見よごれたのや古い包装のものを賣ることは殊に大禁物である。

賣藥請賣に就て注意すべきことは、賣藥には、一個毎に其容器又は包装に、方名、營業者（本舗）の氏名、又は商號や、其營業所が必ず記載してあり、そして開封出来ないやうに「封緘」か貼てある筈である、然るに仕入れた賣藥の中に方名は勿論、營業人の氏名や營業所が記載してないものや、或は封緘の無いものがあつた場合は、これは早速交換せねばならぬ、これ等の製造本舗の不注意のものは勿論交換手数料を拂ふ必要はない、萬一斯ういふものを販賣したことが、警察官に見えたと科料に處せられる、賣藥を分賣する事、例へば一圓定價のものを、其封緘を破り、十錢づゝに別けて賣るなどといふことは嚴禁され、これ又科料處分をうけるのみならず、品物を悪くし店の信用をも害するから、萬一此封緘が故意でなく破れたりした場合は、直に交換すべきで、若し封緘の破れた賣藥が陳列棚にあることを發見され、ば分けて賣るために破毀したものと認められて處分されるかも知れない、これは常に注意すべきことである。

### 【参照】賣藥法施行規則（抜萃）

第十七條 賣藥營業者ハ容器又ハ被包ニ方名及氏名（法人ニアリテハ名稱）又ハ商號並主タル營業所ヲ記載シ且之ニ封緘ヲ爲シタル賣藥ニ非サレハ發賣スルコトヲ得ス

#### 四、請賣專門の大藥店

賣藥の請賣のみの賣店は小資本家のことであるかの如く云ふものがあるが、決して左様ばかりではない、藥種商又は藥劑師の資格の無い人が相當多額の資本を投じて藥店を開業する場合、有資格者を雇つて、資格のある藥店を開くのが通常であるが、筆者の信ずる處では、無資格の人は賣藥のみで、立派に藥店としての營業は出来ると信するのである。現在本邦に於て藥店を支持するものは特種のもの以外に賣藥販賣の利益であることは否めない。見やうに依つては、藥品其他の制限のあるものが何でも賣つて居る店でなければ賣藥も多く賣れない、即ち賣藥を賣るために資格が必要であるとも謂へる、従つて賣藥及び賣藥部外品以外の藥劑は一切賣らなくても、其方法の如何に依り、堂々たる眞の賣藥店が經營出来ないことはないといふのは、現代賣藥の進歩は、其効力は勿論、包装容器等の外觀も頗る向上し、且つ如何なる疾病に對しても、適應の賣藥の無いものはない。藥店の客は、醫療用外の藥品を購ひに来るもの、外は、大多數は賣藥の購求者と見てよろしい、然るに、有資格者、殊に藥劑師の藥店では、所謂醫師の指揮に依らず疾病の治療をなさんとする公衆、に對して一般的賣藥を勧めて賣るといふことはしないものが多い傾向がある。甚しいのは、賣藥を求むる客に對し、賣藥を賣らないで、非醫師的の行爲や

對症投藥さへ行ふものさへある。斯くの如きは寧ろ公衆の意を枉げしむる行爲と言はねばならぬ、賣藥の如く手數少く利益の多いものを故意に斥けて比較的手數の多く利益の少い、而も犯則してまでも他の物を賣らんとする如きは愚の骨頂で、現代の賣藥の眞價を解せざるの甚しきものと謂はねばならぬのである。故に、相當資本を有する無資格者は、あらゆる優良賣藥を多數に準備し、總ての治療には努めて賣藥を推奨することにすれば、必ずや販賣率は上り、且つ又、有資格者の雇用等に依る經常費を省き、廣い範圍の藥品販賣に必然的に生ずる資本固定を避くるを得るのみならず、營業上絶対に危険の無い賣藥請賣業のみの藥店は各種の方面から極めて安全地帯であつて、採算的にも精神的にもキラクなものといふべきである。

米國や獨逸などには、所謂國民處方なるものが公定されて、簡易な一般的の疾病に對する、醫療處方が記載してある、例へば藥局に赴き、國民處方の第何號とさへ言へば、直ちに調劑するか、若しくは既製品を賣ってくれるやうになつて居る便利とされて居る。

本邦の賣藥は、此外國の國民處方に均しく而も國民處方の如き一般的なものでなく其内容は高級で、且つ相當専門的に渡る國民の治療藥なのである、即ち本邦の賣藥は、前章に解説した如く、現今では、賣藥に配合する原料は非常に擴大され、毒劇藥の配合さへも出来るのみならず「効能なきものは許可せず」との免許方針は、事實上「賣藥は其記載する適應症に有効なりとの保證をして免許されて居る」に均しいものである、斯くの如き有効な藥劑が存在する本邦では、蓋し賣藥は國民處方に代る必要なものであるといへる。故に賣藥請賣業者が、賣藥のみであらゆる疾病を治療せしむるとの確信を以て望めば、相當多額の資本を投ずるも猶且營業として有利なものであると確信する。

資本を有するものが斯ふいふ意義に於て、賣藥請賣業を開始する時代は、寧ろ必ず將來にあり、之と併行して本邦の賣藥は必ず向上するものであるとおもふのである。

なほ大資本を以て賣藥營業を始むるものも、開業に必要な智識は、小資本營業の場合と敢て相違はないから、爰には省略する。

### 五、濫賣は破滅の因

賣藥の請賣開業に際し最も慎重な考慮を要することがある、それは、賣藥を定價から割引販賣することの可否である。此割引販賣を、同業間では古來「賣藥濫賣」といふ語を用ひて居る。

元來賣藥の「定價」といふものは徳川幕府時代から附けられたのだが、明治の初期、賣藥の取締を文部省で大學東校に於て行はしめた時代、暴利を取締る意味に於て、公には始めて賣藥に定價を附することを命じたのである、此定價が、後には賣藥に印紙税を課せしめる因となつたのであるが、其後賣藥印紙税廢止に至るまで、税法關係から必ず定價を附すべき規則があつたので、廢止後の今日、別に規則は無いが、猶往時からの慣習に依り今尚、賣藥には必ず定價を附することになつて居るが、往時は兎に角、現在に於ては定價を附することは決して不可事ではないのである。何となれば、これに依つて請賣業者は賣品値付の面倒を省き引いては無益な販賣競争を避け、且定價で販賣することによつて所謂割に合ふやうになつて居るからである。

賣藥の原價（卸値）と定價の間隔が割合に多い少くも三割以上の儲けがあるのは利益が多すぎる、即ち暴利だと

と謂ふ愚者もあるが、賣藥の販賣は他の商品と違つて、一度に五圓十圓と買つてゆく客は少い。即ち賣上金高は比較的低い。それに販賣に際しても宣傳的手数料を要する。又種類が多いからストックも多くなる、等これ等を考へたら、二割三割は他の商業に比較して敢て利益が多いとは謂はれない、然るに、請賣業者自身が、こんなことを錯覺して、往々賣藥の定價から割引して販賣するものがある、殊に新規の開業者で、小資本よりも大資本を以てするものに、此錯覺に陥り易く、他の店の客を吸引する目的で、割引販賣即ち濫賣を敢てすることが往々ある、此濫賣程、愚なる商業はないのである、何となれば、今假に二圓の定價の賣藥を二割引で賣れば、二十錢の安價であるから客は喜んで買ひに来るかも知れない、ところが、甲がこれを行へば、近所の乙も必ずこれをやるのは當然で、一方が一割なら一方は一割五分と、漸次割引の競争は激しくなるのが、必然的である、ところが、前章にも述べたやうに、賣藥店の購買力は一定の範囲にあるものであるのと、賣藥の用途は、他の商品の如く、安いからとて購買心を増加させるものではない。であるから割引に依つて決して、客の購買慾を増加するものではなく、況んや、競争に依つて奪つた客は、常顧客として固定するものではなく、客は常に安い流た乗つて、安賣の多い方へのみ浮動するのであるから、安賣の競争には際限がなくなる、爰に於て、店は非常に利益が減少する、甚しい競争の場合は原價で販賣せねばならぬやうな羽目になることが多い、前述の如く、良く賣れる有名な賣藥の平均原價は、六—七ガクである、然らば二割三割と割引しては、營業費を加算すれば利益より損失が多くなるのは當然ではないか、そこで請賣業者は品質の如何を問はずなるべく原價の安い即ち割引の多く出来る賣藥を仕入れて利益の補填をすることに、元來、賣藥の原價が二ガク三ガク程度では、特種の製劑以外には、決して純良な賣藥を製造しよく賣れるや

うにすることは不可能である、故に此種の名の知れないやうな安賣薬は、胡麻化しか、贋造品でなければならぬ、然らざれば、原價は安くとも實はその内容は非常に高いものである、斯様なものを賣つては、遂に賣薬の品位を下落せしめ、將來自店の信用をも害することになるのみならず、公衆の疾病治療といふ賣薬の重大使命に反する不徳な行爲と謂はねばならぬ。

東京では彼の雜誌販賣店が、共同して嚴格に定價販賣をやつて居る、其結果は、雜誌の發行所は卸値の競争よりも品物に於て非常の競争が出来るから、従つて近來の雜誌は、兎に角價格に比較して非常に安いものが一般公衆の手に入るやうになつたのである、賣薬の如きも、書店の如くに定價が確實に販賣されれば、本舗では卸値に苦心しないから、自然雜誌發行者同様一層競争的に品質の改善ができて、賣薬は益々向上されるのである。東京其他の業者間に於ては、此弊害を知り多年の苦い経験に省みて賣薬同業組合に於ては斷然此濫賣を排撃することに多年努力して居る、從來劇烈な濫賣競争をして來た。ある大都市に於ては、此弊害に依る共倒れの損害多きに悩み、今や同業組合の統制の下に、漸次濫賣は矯正され、請賣業者は多年の塗炭の苦境から救はれつゝあるに見ても、如何に濫賣の弊害の多いことが判る、東京では、此濫賣に對し、前章詳述の如く、賣薬同業組合統制の下に同業者が結束してこの種の不當業者が發生した場合、猛然排撃を行つて居るにも拘らず、強いて同業者に逆行爲をなすものも稀れにあるが、忽ち法律的にも、實際的にも悉く失敗に歸し、曾て濫賣に依り成功したものはないのである。是等は特に注意すべきことである。假に濫賣の目的でなくとも容に強要されたり、又は情實的に割引をすることがあつても、濫賣者と認められることが往々あるから、新店は特に割引販賣は斷然やつてはならぬのである。

## 六、詐僞商とインチキ屋

開店と共に注意すべきは、詐僞商やインチキ屋の來襲である、店を開けると、食物の臭氣で遠くからとんで來る蠅のやうに、彼等の群は機を狙つて訪れて來る、一人や二人ではない、經驗のない素人薬店などは、手もなく引懸る、藥業界で叩きあげて來た古武士の藥種商や藥劑師でも、小賣店の經驗のないものはそれ／＼の手段でムザムザやられる、他人にも話せぬ馬鹿な被害にあつて、苦い經驗を胸に疊んで居る人は蓋し少くならう、彼等の詐僞手段は千變萬化で、爰に例をあげるとは困難だが、要するに信すべからざる筈のものを信じた結果が詐僞にかゝるのである。故に當分の間は、如何なる絶好有利な條件があつても、信用した卸問屋以外からは決して商品は仕入れない、又卸問屋に訊ねた上でなければ商取引の契約はしない。といふことを確守するのが、絶対に安全な詐僞インチキ防止法である、副業的にやる婦人經營の薬店や地方の開業者などには其被害が殊に多い、中には折角の資本を奪はれて、開業間もなき店を閉じたのさへある、詐僞インチキの題目は、賣薬化粧品石鹼の如き關係商品ばかりでなく、副業にやりたいと誰も考へる弱點を狙つて、例へば、煙草の販賣、郵便切手賣捌などにも及び、專賣局や遞信官吏を粧ひ、横柄な態度で働く詐僞師はザラで、其他彼等の行動は端睨すべからざるものが多いから、開店當時は油斷も隙もあつたものでない。

## 第八章

一、藥劑師雇用の藥店

無資格の人が賣藥請買だけでは、藥店として不自由で十分の發展が出来ぬとおもふ場合は、藥劑師を雇はして、藥種商や毒物劇物販賣人となり、又賣藥の製造をすることも出来る、今や本邦には、男女の藥學專門學校は全國に十數校もあつて年々藥劑師の數は殖へてゆく、従つて營業管理人として又は從業員として藥劑師の有資格者を雇はれることは極めて自由である、本邦では、藥劑師は其重要職務である所の、醫藥分業が無視されて居る現在に於ては藥劑師は、醫師などに比較して甚だ恵まれざる境地にあるので、同じ専門の知識を有しながら、割合に報酬も安いのは氣の毒千萬である、然しそれがために、露骨に言へば藥劑師を雇はして營業しても引合ふのである。藥種商並に藥劑師の店舗に於ける職分や能力に就ては別項に記載するから、茲には無資格者が、藥劑師を雇はれて藥店を開業する場合必要な手續だけを記することにする、まづ開業に先ち左の届出を所轄の警察署に差出すのである。(毒物劇物營業も同様の手續でよろしい)

【参照】(藥律) 『第卅七條ノ三、命令ノ定ムル所ニ從ヒ藥劑師ヲ使用スル藥種商ハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得、但第卅二條ノ二ニヨリ其藥品ノ容器又ハ包装ニ藥劑師ノ證明アルモノニ限ル』  
 (藥律) 『ニ依ル命令』 『第六條規則第卅七條ノ三ノ藥劑師ハ之ヲ使用スル藥種商ニ於テ地方長官ニ其届出ヲ爲シタル者タルコトヲ要ス。前項ノ藥劑師ハ其ノ藥種商營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事セサルモノタルコトヲ要ス。第一項ノ届出ハ藥劑師ノ連署ヲ以テシ藥劑師免狀ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス』

藥種商免許鑑札下附屬

本籍(使用する藥劑師の)  
 現住所(同じ)  
 士族(平民) 藥劑師 氏 名  
 何年何月何日生  
 本籍(雇主の)  
 現住所(同じ)  
 營業所(店のある所番地)  
 (雇主の) 氏 名  
 何年何月何日生

私儀今般前記藥劑師(氏名)ヲ使用シ現住所(又ハ營業所)ニ於テ藥種商營業致度候間免許鑑札御下附相成度藥劑師免許證寫相添へ此段連署ヲ以テ及御願候也

年月日

右氏 名(雇主の) 〇  
 藥劑師 氏 名 〇

警視總監(道府縣は知事)何々殿

上掲の願書を東京にありては所轄警察署を経て警視總監へ地方にありては同じく道府縣知事へ差出せば藥種商免許鑑札が下附される、そこで、左記開業届を所轄警察署を経て警視總監に差出(地方は前に同じ)し開業するのである、毒物劇物營業願も略同様である、猶此届出書式は一應所轄の役所で問合はされることを望む。

藥種商開業届

原籍地(自分の)  
 營業所(店のある所番地)  
 士族(平民) 氏 名  
 何年何月何日生

私儀昭和何年何月何日前記營業所ニ於テ藥種商開業仕候間此段及御届候也

年月日

右 氏 名 〇

警視總監(道府縣知事)何々殿

## 二、名儀貸の薬剤師

薬剤師を使用する薬店主、並に使用される薬剤師の特に注意すべきことは、

▲使用される薬剤師は、他の場所と同じ薬剤師の業務に従事することは出来ない、

▲使用される薬剤師は、實際毎日雇はれた店舗に居て營業に従事すべきこと、

従来、他の場所に勤務する薬剤師が、其資格を使つて居ない場合など、折角の資格を遊ばせるのも無駄であると考へ、實際雇はれて居るかの如くに届出で月に一回か二回其店へ顔を出すと、甚だしいのは名儀だけ使用して居るもの等往々あつたが、是等は所謂「名儀貸し薬剤師」として、嚴重に取締られ、業務の停止禁止處分となるから斯ふした不正なことは、たとへ報酬が廉いからとて絶対にすべきことではなく、吳々も注意を要することである。

## 三、薬局の開設は薬剤師

次に薬剤師を使用する薬店に於て、必然的に起るのは「薬局」の開設であるが、薬剤師法（大正十四年法律第四四號）では、薬剤師にあらざれば薬局を開設することを禁ぜられて居る（同法第六條）故に薬店に於て其使用する薬剤師をして薬局を開設せしむる場合には、被使用薬剤師自身が其薬店内に於て薬局を開設し自ら其業務に従事するものとなるのである、これに關する手續は薬剤師の項に於けると同様である。

## 四、薬種商となるには

藥律には「藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ爲ス者ヲ云フ」と明示されて居るが本来、藥劑に關する業務は悉く藥劑師がこれを行ふ可き範圍にあることは、恰も、診察治療一切の權限が醫師の手にあると同様でなければならぬ筈である、然るに我國には、藥劑師の外に藥種商や製藥者其他毒劇物營業などがある、これ等はある時代に於ける過渡期の便法であつたであらうが、今尙これ等は一種の國家試験的の免許の下に年々増加しつゝあるのである、將來、この種の營業權は全部廢止さるゝか然らざれば、補助的藥劑師としての營業に進化するかの道程にあるのである。

## 薬局開設届

一本 籍(薬剤師の)

一 現住所(同じ)

薬剤師 氏 名

何年何月何日生

一 薬局所在地(開設すべき雇主方の)

一 薬局の名稱(注意名實件はざる場合取締られる)

私儀昭和何年何月何日前記ノ通り薬局開設仕候間別

紙薬劑師免許證寫相添へ此段及御届候也

何年何月何日

右 氏 名

警視總監(道府縣知事)某殿

である。それは兎に角、現在に於て、藥種商は、男女老若を問はず、誰でも試験を受けて其資格を得ることが出来る故に、無經驗者でも、賣藥請買などを營業中に、勉強して「藥種商」となつた人は尠くない、其手續を記すれば藥種商(以下毒物劇物營業及び製藥者も同様である)の試験は各地方廳でそれ／＼各府縣毎に行はれる、東京は警視廳で毎年十月頃行はれる(其他二回のこともある)他の府縣でも各々年一回又は二回略同様に行はれるが、爰に

示すのは東京に於ける手續であるから、地方は夫々所轄役所に照會されるがよろしい、警視廳に於て、藥種商試験を執行する日時場所及び受験願書受付日時等も其時期に告示され告示、十日後に試験を行はれることになつて居る其受験願書といふのは左の書式を所轄警察署に差出すのである。

藥種商免許證札下付願

本籍(戸籍面の通り)	氏名
住所(現在の住居地)	何年何月何日生
士族(平民)	名
一營業所ノ位置(豫定の場所又は住所)	
右者藥種商營業致度候ニ付免許證札下付相成度別紙	
履歷書相添へ此段御願候也	
昭和何年何月何日	
右氏名	名印
警視總監何々殿	

履歷書

本籍(前に同じ)	氏名
住所(右同じ)	何年何月何日生
士族(平民)	名
(別に制限はないが、何年何月何學校卒業等記載する)	
(何年何月何日まで何々の藥劑師方に勤務したとか、或は藥種商の講習を受けたとか等經歷を書く)	
右之廻相違無之候也	
右氏名	名印

右願書に五ヶ月以内に寫した脱帽半身名刺型の無蓋紙の寫眞に、其裏面に住所氏名年月日を記入したものを添付するのである。

(別紙に)

この願書が受理されると、前記告示と共に注意書が本人へ通知される筈であるから、其に従つて試験を受ける。

試験は、まづ筆記試験に及第すれば、次で實地試験を受ける資格が出来るのである。而して試験の課目といふのは

▲藥品及毒物劇物に關する法律規則、▲藥品及毒物劇物の性状貯藏方法其の他取扱上の注意事項。

▲藥品及毒物劇物の實物鑑定及其の取扱方法。

いづれも其大意が種々に課題となるのである、筆記試験に就ては、幾多の參考書もあり、従つてパスするものも多いが實地試験は實際的であるだけにパスは仲々困難であるから、よほど豫習に念を入れねばならぬ、さて實地試験にも合格したものには警視廳で「藥種商試験合格證書」が下付されるから、これで藥種商たるの資格が出来、又同時に毒物劇物の營業權も與へられ其業務を開業することを得るのである、因に陸軍海軍の衛生部勤務であつた、在郷下士官兵は藥種商出願の場合特別の便宜を與へられることになつて居る。

五、藥種商と指定藥品

以上記述の如く同じ藥店でも藥種商試験合格の藥種商と藥劑師を雇入れて營業して居る藥種商とある譯であるが其二種の藥種商は其業務上の範圍に於ては各々相違するものであることを記憶せねばならぬのである、爰に前者を假に、甲とし後者を乙として比較説明すれば、兩者共賣藥は勿論藥品、藥物一切販賣することが出来るが、

一、甲は毒藥劇藥は封緘した容器を開いて分けて賣ることが出来ない。(藥律第廿二條)

二、甲は指定藥品(藥律第卅七條の二所定)を販賣することが許されないが、乙は指定藥品の販賣も差支ない(藥律第卅七條ノ三)



この指定薬品といふのは、特に販賣に際して注意を要する薬品、即ち薬剤師が其技能に於て、變質等の虞なきものと認めて販賣すべき必要のある薬品を、内務大臣が指定したもので、此指定薬品目は、昭和七年十月に改正され其數も非常に多くなつて居る、斯ふいふ不便があるので、甲の有資格者でも更に、薬剤師を使用し、同時に薬局業務を開かして居るものもあるのである。

なほ、薬種商の業務は薬律即ち藥品營業並藥品取扱規則に於て嚴重取締られて居るのである。

## 六、薬剤師になるには

薬剤師の資格を得るには「薬剤師法」(法律)に定められた如く

▲東京帝國大學醫學部藥學科

▲千葉、長崎、金澤の各醫科大學附屬藥學專門部

▲富山、岐阜、熊本の各藥學專門學校及び徳島高等工業學校應用化學科製藥化學部本科

以上の官公立學校の卒業者並に左記藥品營業並藥品取扱規則及び薬剤師法に依り、文部大臣の指定した

▲東京藥學專門學校、▲大阪藥學專門學校、▲京都藥學專門學校、▲明治藥學專門學校、▲帝國女子藥學專門學校(大阪)、▲帝國女子醫學專門學校藥學部、▲東京藥學專門學校女子部、▲東京女子藥學專門學校、▲昭和

女子藥學專門學校▲京城藥學專門學校

以上の私立專門學校の各本科を卒業したものは試験を要せず「薬剤師」の資格を得られるのであるが、其他のも

のは、文部省で行ふ薬剤師試験を受けるのですが、これを受験し得るものは、

▲中學校、▲修業年限四箇年以上の高等女學校▲又は同等以上の學力を有するものが、修業年限三ヶ年以上の藥學學校を卒業した者

でなければならぬ。此條件の資格あるものが年二回づつ、文部省で行ふ試験に合格して始めて薬剤師の資格を得られる譯である、ところが現在三ヶ年以上の藥學學校といふものは、殆んど少いので目下の處では、實際薬剤師は専門以上の藥學を修めたものに限るといつてもよいのである。

なほ、薬剤師の資格を得たものは學校出たと試験合格者たるを問はず、内務大臣に薬剤師免許を申請し、内務省で薬剤師名簿に登録した以後、下附される「薬剤師免許證」を受領してから後でなければ、其業務を開始することは出来ぬのである。

## 七、薬剤師の開業準備

薬剤師が藥店を開き、藥局を經營するのは、所謂餅屋が餅を賣るものであつて。ほとんどの藥店は薬剤師の技能に於て行はれるのが理想である、然し、現在の我國の實情は、徒らに取締の法文のみ繁くして其權限は未だ何等伸展して居ないのは遺憾の極であり、従つて現在に於ける本邦の藥店は其經營上には薬剤師たる否とに何等選ぶところはないと云つてよい。

さて薬剤師の資格を有するものは、藥制に就ては既に學校に於て充分熟知されて居る筈であるから、敢て贅説の

必要はない、然し所謂上手の手から水が漏るの譬の如く馴れぬ人は開業に際しては、種々と手落ちもあり、實際事務に對しては却つて粗漏のことが往々あるから、参考資料として、前章各項を一讀されんことを望むが爰には藥劑師が開業に當り爲すべき事務的手續を記述して備忘とする。

▲開業前届出を要する手續

一、藥局開設届(藥劑師法施行規則第九條に依り、十日以内とあるが之は開設と同時に届出るべきである) 但し藥局を開設せず、單に藥品の製造販賣のみを爲す場合には、其旨届出を要す(警視廳令藥種商製業者取締細則第十一條)

- 二、賣藥請賣營業届
- 三、毒物劇物營業届

▲法規に依り備付を要するもの

- 一、藥劑師法施行規則第十乃至十三條及同細則(警視廳令)第八條所定、藥局の設備、常備藥品、天秤、器具
  - 二、藥劑師法第十二條所定調劑録
  - 三、阿片法施行規則第二十一條の帳簿
  - 四、麻藥取締規則第十八條所定の帳簿
  - 五、賣藥請賣營業、毒物劇物營業其他の標札
- ▲法規に依り加入の義務ある團體

八、規定の標札

賣藥請賣營業を始め、賣藥營業、藥種商、毒物劇物營業の業務を開始したときは、各業毎に左記形式の標札を店頭に掲示する規定があるから、開業者は忘れぬやうにせねばならぬ。  
なほ前に掲ぐる標札は東京府下に於けるものであるが、地方毎に規定されて居るのであるから、地方は一應所轄役所へ照合されるがよろしい。

—寸法は立二尺、巾五寸とす—

賣藥請賣營業	氏名	賣藥營業	氏名
警視廳免許藥種商	氏名	毒物劇物營業	氏名

注意、法人の場合は其代表者の氏名をも記載す。

# 名薬案内

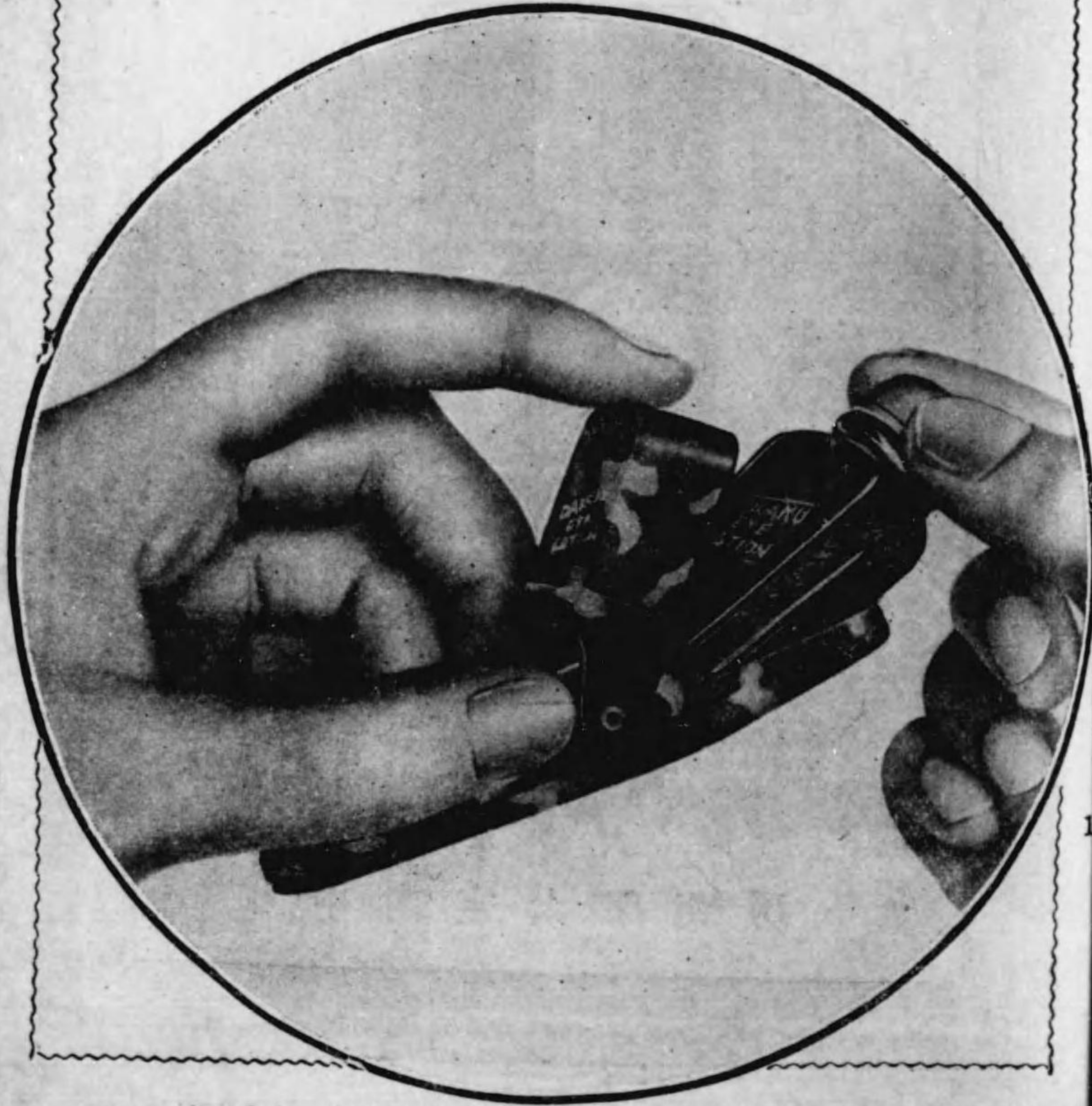
この頁に次で掲出の各頁の廣告は有名薬中の有名薬として、推薦し得るもののみを特選したものであります。

玉置文治郎商店扱品

……たれさ明發もスーケ  
……たれさ良改も器容  
……たつなく良も質藥

るなく良すますま

# 大藥學目藥



大藥學目藥

……たれさ明發もスーケ  
……たれさ良改も器容  
……たつなく良も質藥

三國文藝館發行

名藥末安赤肉

特長

本劑は腦營養素最高貴藥リンサンを多量に含有せる絶好の良劑にして直ちに神經系統に作用して其強壯と恢復を計り全身的に健康を増進する健康強精の革新劑也

神經衰弱 衰弱 衰弱 衰弱

レノロベシ

舖本

阪大◇京東

房藥郎太定南中

主効

神經衰弱、ヒステリー、頭痛、眩暈、逆上、便秘、記憶力減退、不眠症、勉強過勞、生殖器神經衰弱、

定價 一圓、二圓、三圓、五圓、十圓……試用五十錢

當國特約

日本唯一の 國民保健劑



口中の芳薫

は社交上唯一の條件、常に仁丹を口中して口臭を除去し、芳香を漂はせる事は社交人の義務

胃腸の強健

は實に日常保健の鐵則、仁丹で胃腸を整へて液瀾たる生活機能の強化を計られよ

悪疫の豫防

は仁丹の活用が第一策、獨特の殺菌力を持つ仁丹を絶えず服用せらるゝが最も簡便且つ合理的!

の丹仁 品製妹姉

仁丹体温計  
仁丹ハミカキ  
仁丹歯スラシ  
仁丹石鹸

名東堂赤肉

特長

本劑は腦營養素最高貴藥リンサンを多量に含有せる絶好の良劑にして直ちに神經系統に作用して其強壯と恢復を計り全身的に健康を増進する健康強精の革新劑也

神經衰弱 衰弱 衰弱 衰弱

リンサン

本舖

東京大坂 中定南太郎藥房

主効

神經衰弱、ヒステリー、頭痛、眩暈、逆上、便秘、記憶力減退、不眠症、勉強過勞、生殖器神經衰弱、

定價 一圓、二圓、三圓、五圓、十圓……試用五十錢

名東堂特約

日本唯一の  
國民保健劑



口中の芳薫

は社交上唯一の條件、常に仁丹を口中して口臭を除去し、芳香を漂はせる事は社交人の義務

胃腸の強健

は實に日常保健の鐵則、仁丹で胃腸を整へて瀉瀉たる生活機能の強健化を計られよ

悪疫の豫防

は仁丹の活用が第一策、獨特の殺菌力を持つ仁丹を絶えず服用せらるゝが最も簡便且つ合理的！

仁丹の姉妹製品

仁丹の体温計  
仁丹のハミガキ  
仁丹の歯ブラシ  
仁丹の石鹸

名藥永安肉

キ、メ本位懷中藥



悪疫を豫防し

不時の急病に  
備ふる家庭  
常備藥

一時的清涼劑と  
異り藥効的確



東京・大田

守妙本舖

守田治兵衛

御推奨御勉賣を!!

當心特約



一家に一個から

一人一個へ

旅行にオゾ

旅に起り易い靴ずれ、  
毒虫、頭痛、齒痛、不  
意のお怪我などに何處  
でも即座にお手當が  
届きます。オゾは旅行  
に絶せぬ重寶藥です。

家庭にオゾ

ソレ怪我だ火傷だ—  
ヤレかぶれが出たの、  
ひびで困ると家庭で  
は毎日いろんな事が起  
ります。家庭藥オゾは  
一日も缺かせません。

運動にオゾ

疲勞の減少と回復には  
テキメンです。萬一の  
お怪我にもすぐお役に  
立ちます。オゾはスポ  
ーツ藥としても盛んに  
愛用されて居ります。

かん入	
L	.10
T	.20
E	.20
Y	.50
K	.50
M	1.00
U	2.00
チューブ入	
C	.50
B	.50



HANDY HOME REMEDY  
FOR SKIN DISEASES ++

OZO

名藥東亞

# 耳オトミン

病專門藥

# 鼻ビオトミン

病專門藥

價定  
四二一五  
圓四十四  
廿廿錢

價定  
三一五卅  
圓五十錢

舖本  
所藥製場駒町丘櫻區谷澁市京東  
九五七四京東替振 五六九二山青話電

當應持約

藥要中懷  
**清心丹**  
ソクシンタン

**清心丹**  
船車の酔過酒食  
吐瀉時侯アタリ  
胸腹痛の應急藥  
常用すれば氣分  
爽快胃腸健全  
惡疫豫防となる

日本橋  
高木與兵衛  
芳町一

**清婦湯**  
月經不調、血の道  
産前産後、こしけ  
白血、長血、ツワリ  
頭痛、引風の藥  
三日分 金五十錢  
七日分 金壹圓

藥要婦懷  
**清婦湯**  
うたがひ湯



傳直生先伯宗田淺位四從



# 浅田 飴

携帶用

熱き湯に溶かして飴湯となして  
用ふる時は、身體を温めます咳も  
止まり、殊に寢際に召上りますと心  
地よく寝られます。

定價

三十錢ヨリ 二圓マデ

全國各薬店にあり

本舖 東京 堀内伊太郎  
大阪

固形浅田飴

たんを祛り  
せきを止め  
のどを潤し  
ころゑを良す

滋養強壯

病弱者・産前産後  
平常虚弱の人  
老人、小児の持薬

名薬 胃腸

靈効無比

標商無雙  
方秘家醫法漢



天下一品

舖 本

町井大區川品市京東

堂陽可田町

九五六三森大話電 二八二四二京東替振

當國特約



心正

大正標記被認

大正標記被認

酒毒の良劑

飲みすぎ

食ひすぎ

胸のつかい

りうめん

定價 一廿圓 五十錢

各藥店ニアリ

名産品

岸田田目藥

精 錡 水

SANITARY SOAP A

TRADE MARK

薬志やぼん

本 舖

東京 銀座 岸田田香藥房

當國特約

なまいたでしよう、ネ、ネ

薬菌るをなまい  
水治今



リアニ店薬各國全

價定  
五三二  
十十十  
錢錢錢

會商平丹 阪大 京東

劑良痛頭 妙即痛頭

◇頭痛◇齒痛◇神經衰弱◇偏頭痛◇眩暈に卓効あり

江戸橋  
アコオド

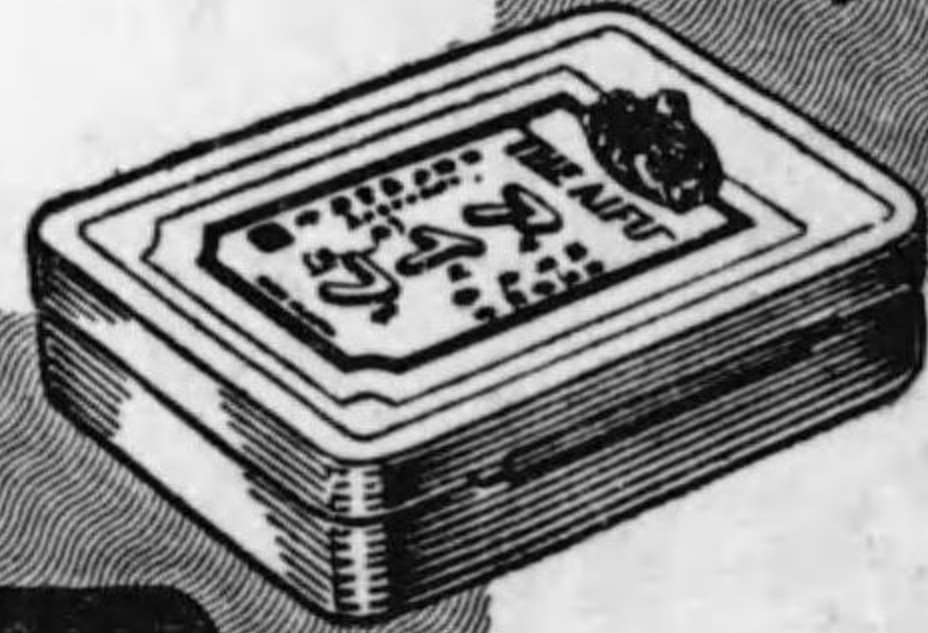
名聲亦内

當應特約

堂黑金野淺 區所本市京東 目丁一町澤龜 舖本

お店の売上の  
一挙十倍する

# 慢性胃腸病 高級治療薬



本舗

大東大  
連京阪

順和  
商會

# アイラ

お店の売上の  
断然一挙十倍する

名薬  
富田



## 逆上をひき下げ

諸毒を下し肩の凝を和らげ

便通を快くするには

福地の首より上の薬

御勧め願ひます

近江國日野町  
本舗 福地 與兵衛

振替 東京八七四番  
大阪五三三番

富田特約

目薬界の王者



新案特許

新容器の  
ロート目薬

電車の中でも、戸外でも  
何時、何處でも手軽に使へて唯の一滴も無駄にならぬ

定 二十銭、三十銭 小児用  
價 五十銭、一圓 二十銭

薬目ト一口 活胃薬良腸胃

舖 本

房薬民安田山阪大

19

名産京安赤肉

うちみやくじきに

鶴の丸印の

標商録登



浅井万金膏

を

本

貼ると共にその

姉妹薬有名な

舖

町井浅郡栗葉縣知愛

林

森

標商録登



浅井千金散

と

いふ打身薬を飲んで  
はやく全治せられよ

當所特約

18

名藥家内

みつほし.....こゝろよく通じの薬

健胃 快通丸 強壯

定價、廿〇、卅〇、五十〇、圓〇、二圓〇  
 東京市日本橋區通二丁目

本舖 諸賣藥卸問屋 會社 中田支店  
 振替東京三〇八八番

當特約

常に各位の御引立を  
 感謝いたします。尙此の上な  
 がら御勉賣を願ひ上げます。

婦人良藥...中將湯  
 子宮座藥...中將丸  
 小兒新藥...童丸  
 家庭溫泉...浴劑中將湯  
 芳香浴劑...バスクリン

本店 東京市日本橋區通三丁目  
 電話日本橋六二振替東京六〇八  
 支店 大阪市南區長堀橋筋一丁目  
 電話南二三振替大阪四五六

婦人良藥



中將湯

(價定) 二十〇 五十〇 圓〇  
 二圓〇 三圓〇 五圓〇  
 十圓〇

子宮病 ヒステリー  
 月經不順 頭痛眩暈  
 神經衰弱 腰足冷込  
 下腹痛み こしけ  
 産前産後 「感冒」





# 淋病 専門薬 淋丹

登録商標



## 歴史古き効きめ確かな淋薬

かゝる病症に

一度お試しあれ

男子の淋病

急性にて痛み烈しく膿や血が出て悩む方、慢性にて時々起る方、左程の苦痛なく淋糸やニコリの取れぬ方、それがコチレテ膀胱カタル、攝護腺炎、睪丸炎、關節炎等に悩む方

女子のせうかち

この病は男子の淋病と同じ病で尿水近く痛みを感じ膿や下り物がして非常に寒けがしたり腰が冷え下腹の痛むなど、それがコチレテ膀胱カタル子宮内膜炎等に悩む方

あなたのお父様もお母様もみんな嘗て一度は此薬を必要として御愛用なされました……

ニキビの解消と生地美の成立

# 美顔水

にきびとり

最有効…効果…信用…どなたも知る!

本舗 株式会社 桃谷順天館

服用後の経過に就て、淋丹は、一時押への新薬と異なり、特に排毒作用の強き薬故、服用兩三日便通と放尿を増し、通も平常に復し、尿は一日と澄み、あらゆる淋毒症に氣持よく効を奏します。是非お試し下さい、初期なれば一週慢性の方は二三週連用あれ。本劑は、一般賣薬と異り、家傳の秘方を嚴守して調製する當家の專賣薬なれば、希望者は直接本家へ、電車は（日本橋通三丁目下車）中將湯本舖の横丁でスグ分りぬ。遠方の方は前金なり代金引替なり申込次第何品か分らぬ。個人名儀で密送す。又は最寄の薬店へ御注文も可なり。送料内地十銭、海外四十二銭、代金引替は廿七銭。電話日本橋三丁目六ノ五、峰岸淋丹本家。電話日本橋三丁目三五番、振替東京三五一六九番。大阪市北區曾根崎中ノ三三、峰岸淋丹。電話北四一一二番、振替大阪四〇八七四番。

名藥安赤肉

せんき、疝癢の妙劑

價定 廿五錢 五十錢 一圓

# 疝氣 五香湯

岐阜市神田町六丁目

本舖 西覺寺賣藥部

當院特約

名藥安赤肉

# 淋疾

世界的權威ある

## アンチゴノー

適應症 急性淋病・慢性淋病・膀胱炎・消渴  
價格 一圓・二圓・三圓・五圓・十圓

東京市日本橋區本町四丁目六番地

發賣元 田中濟起堂

電話 浪花 一八六六  
振替東京 一八六六  
五九六六  
五四九  
番番

當院特約

名 實 大 帝 山 社 會 式 株 本

胃腸が強く精気旺盛なる

オセオ

無臭に  
く  
齊

用徳大	用徳	分月一	分月半	分日八	薬
圓十	圓五	錢十五圓三	圓二	錢廿圓一	價
粒〇〇八一	粒〇五七	粒〇五四	粒五二二	粒〇二一	

オセオ

日本で初めて  
成功したにん  
にくの痔劑

◆藥座痔◆ ◆膏滅痔◆  
(圓一 錢十五 錢十三) (圓二 圓一 錢十五 錢十三)

新製劑  
座婦 藥人 オセオ

主治子宮內膜炎、白帶、痒症、糜爛、陰炎、不感症  
(定價十五圓〇)

發賣元 東京銀座 洋行 オセオ 振替東京七五〇三番  
電話六八一三、一四八六、一三六三

當 國 特 約

かんそう  
たれ  
外用薬

瘡 滅 散

小兒用	普通用	重症用
二十〇	二四〇	二四〇
三十〇	五〇〇	三〇〇
五十〇	一〇〇〇	五〇〇
一四〇	一四〇	三十四〇

皮膚チヤージ

全身用徳用瓶五圓〇	五十〇	二十〇
一四〇	三十〇	一四〇



毒掃丸

梅毒  
下毒  
ひたし

本舖株式会社 山崎帝國堂  
東京市神田區花房町二番地  
電話 谷下 〇四〇三  
振替東京 一四六七

名醫家宮澤

醫學博士原 實先生 有効證明

痛みと疲れに……ヨクキク

定價  
十錢、廿錢  
卅錢、五十錢、一圓

# 爪思議膏

主治  
神經痛  
リュウマチス  
肩腰のこり

本舖 宮澤顯揚堂

東京淺草元鳥越町二

當處特約

商標 登錄



商標に御注意



# 本林の キナマン丸

心熱、瘧、かぜねつ、マラリヤ熱、肺炎、産褥熱、  
胃熱、頭痛等の解熱に卓効あり、瘧には缺くべから  
ざる特效薬です。御勉賣の程をお願い致します。

本舖 大阪四ツ橋 本林丁子堂

名海米吉赤肉



甘くてよくきくコドモせき散  
花コドモ印  
小児が咳に効散  
一名イコ

本舗 東京市本郷區根津藍染町一九 甲子商會製藥所

電話下谷六二七六・振替東京六八八七

富田製藥

モリスダ

優秀治淋藥  
白檀・クベバ・松精・ウワウ・ブ  
リユ一他數種を配合したる

定價 一圓〇〇 二圓〇〇 三圓〇〇  
五圓〇〇 十圓〇〇 廿圓〇〇



モハン鳥

優秀白毛染

女醫界の泰斗吉岡彌生女史の御自用により御推獎の榮を有する逸品にして液製粉製共に名聲高し  
(液) 五十〇 (粉) 廿五〇

定評ある  
胃腸病必須藥

カタール錠

特に下痢に卓効あり

二十〇 三十〇 五十〇  
一圓〇 二圓〇 五圓〇

ニキビ水

藥効兼備の優等化粧料

芳香馥郁。白粉やけを防ぎ、にきび、ふき出ものに妙なり。

三十〇 五十〇 一圓〇

模範賣藥株式會社

東京市牛込區久戸町



信 頼 !!

世人の信頼は期せずして  
薬効の偽らざるもの集る

歯痛と頭痛の  
のんで効く

回効散

効 主

本劑は神経系の鎮痛強壯内服薬として薬化學的に成功せる新劑なれば齒痛頭痛は、勿論神經痛、リウマチス等神經系の基因による疾患に對し誠に良好なる作用を呈す………今スグ試みよ………善は急げ………試験はタツタ五分間

東京大阪 森田製薬所

名 藥 集 成 内 容

中川萬金膏

(一名無二萬能膏)  
一家秘法、ウチミ、クジキ一切のはりぐすり  
(定價五〇、十〇)

ラヂウム膏

レウマチス、肩のこり、腰のいたみ、痛風、打身、齒痛、疝氣、寸白、乳のヨリ頭痛、胃病、靴ずれ等

ひるの吸出し

はれものの吸出し、いたみをやばらげ、腫物、灸のいぼいに効あり。  
(定價十〇、二十〇)

相撲赤膏藥

(一名赤萬即治膏)  
灸のいぼい、打身、くぢきあかぎれ、火傷、腰痛、肩のこり、わらじずれに効あり  
(定價五〇、十〇、廿〇)

發 賣 本 舖

東京市品川區 中川製藥所 電話七〇四 高輪番

當國特約

名藥泉源

下毒驅梅藥!!! 本劑をお勧め下さい



富源特約

堂松翠藤加 株式會社 京東・勢伊 舖本

36

名藥泉源

タムシ液

一五卅廿 定價 十圓錢錢

- ◆たむし
  - ◆いんきん
  - ◆しらくも
  - ◆なまづ
  - ◆せにが
- さ等皮膚病一切驚可き効あり

一瓶で不思議なほど効めある

いぼほくろ 取藥

一五卅 定價 十圓錢錢

舖本 路小押路小富市都京

堂泉源谷水

富源特約

名藥家亦肉

健胃腸内諸毒下し

心よく通じ薬



# 六物解毒丸

定價 廿〇卅〇五十〇圓〇二圓〇

東京市淺草區諏訪町二番地

本舖 西川合名會社

電話淺草六四〇三番  
振替東京壹七九番

當國特約

名藥家亦肉

下痢止 健胃整腸薬



# 調痢丸

定價

二十〇  
三十〇  
五十〇  
四〇〇

東京日本橋區本町二丁目

本舖 いこしや總本店

電話日本橋(28) 六五八七

東京日本橋區通二丁目

總代理店 中田支店

電話日本橋(28) 一六七〇

當國特約



世界の家庭常備薬

# メンソール



お勉強願ひます



定 廿五銭、四十五銭  
價 九十銭一圓八十銭

近江日野  
本舗 近江セールズ株式会社

名産品

下痢腹痛健胃整腸の理想劑

# 健胃固腸錠

飲み易く、携帯に便利

下痢腹痛には一回一二錠

胃腸衰弱には一回一錠



健胃固腸丸  
小兒固腸丸

本舗

大阪東區伏見町二丁目  
合資會社 谷回春堂

當店特約

價 定

三 一 五 三  
圓 圓 錢 十 錢

名産品

山登丁子堂製劑品名

たんせきのねり薬  
**和中丹**  
壹五參貳  
拾拾拾  
圓錢錢錢

やせぐすり  
**秀効散**  
四貳壹六  
圓圓圓拾  
五五多拾  
拾拾拾錢錢錢

錠劑やせぐすり  
**アンチトロピン**  
五 貳  
圓 圓

たんせきの薬  
**和中散**  
壹五參貳  
拾拾拾  
圓錢錢錢

頭痛齒痛内服薬  
**シツ**  
壹五參貳  
拾拾拾  
圓錢錢錢

黄胖、黄疽薬  
**黄胖丸**  
壹 四拾五錢  
圓

乳の出る薬  
**響満壽**  
八拾錢

本舖  
東京赤阪福吉町一番地  
山登丁子堂  
藥劑師 山登義和  
電話 青山三三三一  
振替東京一四二七三

名産品

蓄膿症と  
中耳炎には **和漢薬**  
**オートゲン**  
十日量  
(四十錠入)  
二圓七十錢

和漢醫學の大家岡村氏が本邦特有の草根木皮を主として、科學研究し創製したのが耳鼻和漢薬オートゲンであります。オートゲンは血液により身體の組織内に循環して病竈に達し殺菌し、老廢物を尿、汗、糞便と共に排泄して此の服薬の成分が唾液にまで及ぶのであります。オートゲンは蓄膿症や中耳炎に効果あるのみならず其の主薬が淋巴腺に強烈なる收縮作用を起すため之を連用すると、るいれき等化膿性疾患は不知不識のうちに治ります。オートゲンは本邦人體質に最も適する様調製して錠劑となし服用、携帯ともに便利にして、家庭療法としては至極適當の内服薬であります。

オートゲン適應症、蓄膿症、中耳炎、肥厚性鼻炎、瘰癧

製造本舖 東京丸ノ内昭和ビル ジゴ一園薬舖 振替東京一六三七四

防臭 殺菌 **オスモス** 藤井製 **蚊除香水** 一手販賣

當國特約

名藥家赤肉



家本正

龜田利三郎

京都市五條室町西入

電話下八二七  
振替大阪八七五

効主

肺、胃、風邪、腫物  
痢病、下痢、心臟  
驚風、霍亂

定價  
十五〇、五十〇、一圓〇、  
二圓〇、三圓〇、五圓〇、  
十圓〇、二十圓〇。

當國特約

# 婦人藥の氣獨專

症え冷人婦  
藥備常庭家の

ケシコ病宮子  
効即てひ用に



二圓五  
四圓八  
二圓十  
四圓十  
五圓十  
〇〇〇〇〇

藥價

四圓八  
八圓十  
三圓五  
〇〇〇〇〇

藥價

舖本

大東市 阪市 南市 久草 寶橋 寺側

宮内善進堂

當國特約

小兒藥の權威



# 樋屋奇應丸

下痢と腹痛には

腸胃  
全治

## 一道丸

大阪市北區天滿橋北詰

本家 樋屋合資會社

樋屋奇應丸  
一道丸  
咳減



# テノリン

主効

神經衰弱、婦人血之道、精神過勞、宿醉、感冒等より起る頭痛、偏頭痛に効あり。

錠剤と散剤とあり  
定價 二十錠 三十錠 五十錠 十壹圓  
四圓 四圓 四圓

東京市小石川區武島町  
本舖中村信治製劑部

効め確かなりん病薬

リベール

(並) 圓〇二圓〇  
(特) 圓〇二圓〇  
圓〇三圓〇  
圓〇四圓〇  
圓〇五圓〇  
圓〇十圓〇

よくきく熱さまし

トンプク

二十〇  
三十〇  
五十〇  
一四〇

本舗

大阪市東區南久太郎町三丁目

竹村製劑所  
藥劑師 竹村 幸次郎

家庭に常備すべき小兒薬王

小島の感應丸

定價  
十〇 二十〇  
圓〇 五十〇

劇瀉霍亂氣附逆上等効あり

小嶋の

小萬病感應丸

主 疳、驚風、氣つけ、  
効 腹痛、熱病等の諸症。

本舗 近江日野  
小島勘左衛門

定價 一圓〇七十〇 四十〇 三十〇 二十〇

名藥亦内

つ き や く

不順の妙藥



定 價

丸廿廿五卅四水一日廿  
藥〇〇〇〇藥〇分

本 舖

大阪東區堺筋淡路町南入  
立志堂野口合名會社  
電話本四九〇、振替大版九七〇

當所特約

名藥亦内

通 明 湯

ひへより起る諸病一切の

諸毒を下す

ひへぬき藥

茨城縣瀧ヶ崎町

本舖 糸 賀 亦 七

當所特約







口中殺菌剤

衛生

口錠

カオール

健康なる皆様へ

病の多くは口より入るものでありますから飲食の後、外出の時人込に居る時等には必ず本剤の二、三粒を口中に含んで健康を保持せられたし

同袋	▲定	入	▼
ボケツト容器付	二十	錢	
丁字形容器付	三十	錢	
扇形容器付	三十	錢	
御勾玉容器付	五十	錢	
靴形容器付	五十	錢	
同徳用瓶入	一	圓	

東京日本橋水天宮前  
株式会社安藤井筒堂薬品部



名薬

淋病

治療界の權威  
銀製剤の完成

プラオンギン  
ケンゴール

本剤は、前東京吉原遊廓吉原病院長佐藤榮先生が十餘年間數千の患者に實驗研究して、完成發表せられたる新銀剤にて、既に多數専門家の臨床實驗によれば、治淋剤としての最重要點たる深達殺菌消炎三作用の敏速的確にして、治療期間を極端に短縮し得たる點は絶対に他薬の追隨を許さざる處とす。而も殺菌力頗る強烈にして〇、五乃至〇、八瓦（尿道粘膜に塗布する程度）の極少量にて、使用一回毎にその効果メキ／＼顯はれ、洗滌薬の如く薬液と共に淋菌を後部に送入する憂なく従つて攝護腺炎等丸炎等を併發する如き怖れは絶対になく、反つて之等を豫防し得る作用は、最も本剤の賞讃を博せる處なり。

藥價  
二〇瓦入(約十五日分)三圓八十錢  
五〇瓦入(約三十日分)七圓  
八〇瓦入(約五十日分)十圓

東京市芝區三田通新町電話三田一六八五  
日東藥化學研究所  
製藥責任者 河原甚一

富田特約

名藥 安川

# 胃腸の權威藥

石山醫學博士指導

## 安川 形固コロダイン

適應 胃痛、食傷、溜飲、嘔氣、  
毒消、中毒、頭痛、卒倒、  
胃痙攣、痰、咳、酒船酔

## 安川コロダイン

試携 家用 廿  
一庭五帶用 十  
圓用十用 〇

二圓五三二  
圓 十十  
〇〇〇〇〇



本 鋪 東京麴町永田町 安 川 晃 堂

當國特約

名藥 安川

# 斷然人氣の焦點!!!

白色美身藥の權威

## ハルナー



精々御販賣下さいまし

定 價 一 二 三 五  
一 圓 四 圓 四 圓 十 圓

外用藥液ハルナー  
定價 三十錢、六十錢  
一圓廿錢、二圓

東京市京橋區築地二丁目廿四番地  
濟 生 堂 製 藥 所  
電話京橋(53)一〇二七・五五二三番  
振替東京一七二〇一

當國特約

名東堂赤肉

標商錄登

せんきの妙薬



雨宮液クレオソート發賣元

本舖 松原東山堂

東京・神田・駿河臺

當國特約

名東堂赤肉

婦人藥王 女寶圓



鋪本

廣島市鐵砲町

前田常盤藥館

前田常次郎

薬價	
一週分	卅五〇
三週分	〇
五週分	圓六十〇
十週分	三圓〇

當國特約

# 文研藥用胚芽

## 脚氣

脚氣は白米食に因る營養障害たるは餘りにも明白な事實で年々百萬人の脚氣患者を出しうち四萬人の死亡者あるは實に憂心すべき現象である。故を以て白米食の缺陷を補ひヴァイタミンBを補充する目的で、半搗米、胚芽米が今や一般化せんとするに、はらず猶且脚氣患者及びその死亡者が年々減少しないは何故であるか。病又純粋ヴァイタミンBを脚氣患者に投與するも必ずしも迅速に治癒せざるは何故であるか。即ち脚氣には胃腸障害が必伴するが故に、胃腸の強化をはからず單にヴァイタミンBを與ふるも之れを吸収し得ざるが故である。

る。故に胃腸を強化してヴァイタミンB及びその他營養素を與へてBの吸収を迅速多量にする二元療法によらざれば、脚氣は迅速に治癒するものではない。本胚芽酵素は即ち此の原則に基き、胃腸機能強化に最も重要な活性胚芽酵素並に各種營養素と共に豊富なるヴァイタミンBを同時に與ふるが故脚氣症状たる麻痺、浮腫の消退は勿論便秘を規則正しき正常便とし利尿の旺盛と相俟つて治癒に導くは實に速いである。然るが故に一般脚氣、妊娠脚氣、乳兒脚氣は勿論心臟胃腸より來る如何に重症なる脚氣或は諸種浮腫、腎臟病と雖も、本胚芽酵素の奏効速やかなるは臨床醫家、實驗者等しく推賞おこざる處である。

本胚芽酵素の製造工程は精酒を造ると同様な微妙細心なる注意の下に、實に涙ぐまじき迄の努力と苦心を経て出來上つたものですから其の一匙は如何に貴重なものであるかを御推察願ひす。

胃腸障害、消化不良、常習便秘、利尿、

食慾減退、脚氣、神經衰弱、結核體質、

妊娠脚氣、乳兒脚氣、滋養、強壯、榮養、

小罐 一八〇瓦入 金壹圓五拾錢 大罐 四〇〇瓦入 金參

東京市芝區三田通新町

發賣元 文化榮養研究會

振替東京一四四三五 電話三田一六八五・一六八六

# 喘息六 万不不

アストハ喘息ニ對シ驚クベキ効能アル卓効藥デヨホドノ重症ノ喘息デモ發作前ニ二錠ヲ内服セバ發作ヲ豫防シ喘息ニ苦シムコトハ無イ、又起ツタ場合デモ之ヲ服用セバ速カニ鎮靜致シマス。本劑ヲ常ニ用ヒテ居レバ發作ハ妙クナリ苦シミヲ知ラナイデ段々全快イタシマス。小兒ノ百日咳ニモ偉効ガアリマス。

定價  
二〇錠入 壹圓  
四五錠入 貳圓  
八〇錠入 參圓  
一八〇錠入 五圓  
四〇〇錠入 拾圓

製造元 株式會社 巴商會化學部

本店 東京神田驛隣

大阪支店 大阪市東區北久寶寺町(堺筋)

電話神田(25) 三〇三  
振替東京二九四六五 四〇三  
電話船場四五四 四五五  
振替大阪六三三六二 六三六

# ボマードの王座

# ナテウ

# ポマード

自慢ぢやない、本當に  
いゝんだよ。見玉へ  
僕の頭髪を——。  
これで煙草がうまく  
吸へるといふものだ。

いゝ匂ひ・いゝ粘り・いゝ落ち

ポケット用鏡付

整髪が出来たら

お顔にはウテナバ  
ニシユアクリーム  
(雪印)冬のお顔  
は何時も暗々と。



店商吉政保久

名 薬 賣

ひ 含 を 品 外 部 薬 賣

注 意

- 本薬は開封してからの使用は出来ません
- 買入は方角、製造番号、製造年月日等の記載があるものと、その記載のないものを区別して取り扱われます
- 買入部外品は、その製造番号に「買入部外品」の文字が記載されています
- 本表中「水」はぬり薬、「軟」は軟膏類、「水」は水溶性製剤、「粉」は粉末及散劑、「錠」は錠劑類、「菓」及「糖」はドロップ類及糖劑、「硬」は硬膏類、「煎」は煎劑類を指し出しています

ホマードの王座

ナテウ  
ポマード

自慢ぢやない、本當に  
いゝんだよ。見玉へ  
僕の頭髪を――。  
これで煙草がうまく  
吸へるといふものだ。

いゝ匂ひ・いゝ粘り・いゝ落ち

ポケット用鏡付



整髪が出来たら

お顔にはウテナバ  
ニシングクリーム  
(雪印)冬のお顔  
は何時も晴々と。

店 商 吉 政 保 久

賣藥

(賣藥部外品を含む)

(ア)

東京	浅野	アコオド	頭痛、めまい、神経衰弱	卅〇 卅〇 五十〇	錠粉
同	田中	アンチゴノ	痲病、消渴、膀胱炎	四〇〇 二四〇 三四〇	錠
同	高木	アルプス鑛泉	藥湯	五〇〇 四〇〇	粉
同	小笠原	アタナ	にきびとり	四十五〇 九十〇	水
大阪	丹平	アスタ	皮膚病	廿〇 三十五〇 四二十〇 五十〇 (チューブ入)	軟
東京	堀内	浅田	たんきき、喘息	四〇〇 卅〇 五十〇	飴
愛知	森林平	浅井万金膏	打撲、くじき、外傷	(袋入) 十〇 (具) 五〇 (徳用) 卅〇	硬
同	同	浅井千金散	打身、くぢき内服藥	卅〇	粉
大阪	順和	アイフ	胃腸病	(健胃) 五十〇 四〇 二四 五十四 加減 五十〇 四〇 三四 (特製) 五十四 四十五 四	
東京	東亞	アンチソラチン	日焦豫防	四十〇 六十〇 四廿〇	軟
熊本	袋屋	アンキロ丸		四〇 二四〇 三四〇	丸
大阪	牡丹號	アンメルツ		五十〇 四〇 二四〇	水
東京	山登	アンチドロピン	やせるくすり	三四〇 七四〇	
				二四〇 五四〇	錠

(ア) 賣藥名鑑

(ア) 賣藥名鑑

東京	玉置	安知ピリン散	解熱	四〇	卅〇	五〇	粉
大阪	丹平	アンチピリン丸	同	四〇	卅〇	五〇	丸
東京	西川	アンマ膏	肩のこり	五〇	十〇		硬
東京	玉置	アンチヘブリン散	解熱	四〇	卅〇	五〇	粉
同	泰昌	アドラ	眼病	卅〇	卅〇	五〇	水
同	伊東	アノダイン	脳神経病	十四〇	廿七〇	五十〇	錠
同	尾崎	アリメツ	(外)防虫劑	卅〇	五十〇	四〇	
大阪	野口	アンチアストマ	ぜんそく吸煙	卅五〇	四〇	二四〇	莖
東京	信成堂	穴山せき一ぶく薬	祛痰鎮咳	四〇	卅〇	五十〇	粉
同	田部	赤蛙丸	五疳驚風	四〇	卅〇	五十〇	丸
同	松原	雨宮ケレオソート液	齒痛	十〇	卅〇		水
同	河合	安樂散	毒下し	四〇	卅〇	七四〇	粉
同	模範	アンチトード		五十〇	四〇	三〇	
同	吉永	アルマンズ		二十〇	卅〇	五十〇	
同	濱野	アポロシゲム	灸いぼ、打身、くちき	五十〇	卅〇	二四〇	硬
同	中川	赤万即治膏		五〇	十〇	卅〇	

(イ)

同	清水	安神散	産前産後	卅〇	卅〇		粉
同	大木	あめのママ	せき止美音	十八〇	廿七〇	四十五〇	飴
同	巴	アスト	喘息、百日咳	五十〇	四〇	二四〇	錠
同	粕谷	アスピリン散		五十〇	二十〇	卅〇	粉
同	扇橋	アルボースメンタム		卅〇	五十〇	四〇	軟
朝鮮	中外	アルリ		四五十〇	二四〇	卅〇	錠
東京	玉置	アースタム	家庭外用	卅〇	五十〇	四〇	軟
京都	井上	井上目薬	眼病一切	五〇	十〇	卅〇	水
同	水谷	いぼほくろ取薬	外用	三十〇			水
大阪	山田	胃活錠	胃病	四〇	卅〇	五十〇	粉
同	同	胃活錠	胃腸病	四〇	卅〇	五十〇	錠

(イ) 賣藥名鑑











(キ) 賣藥名鑑

大阪	長谷川	かうべ薬	逆上	十三〇〇	五十〇	四〇
東京	鈴木	ガルレチン		二四〇〇	四〇	
同	製鹽	活鹽水(レーベンザルツ)		四〇		
神奈川	三日	カイイカ	皮膚病	四〇	卅〇	五十〇
		カンデン		四〇	卅〇	五十〇
		カイゾール		卅五〇	五十〇	
大阪	谷	下腹丸	(健胃下腹丸)			
東京	田中	強アンチゴノール	慢性淋病	四〇〇	二四〇〇	三四〇〇

【キキ】

(キ) 賣藥名鑑

東京	西川	芎黄丸	下劑	二十〇	五十〇	四〇
同	大木	牛膽丸	逆上耳鳴	四〇	二四〇	七十五〇
同	金澤	キニトール	肺、ロクマク	四四〇	七十五〇	二四〇
同	同	第六キニトール	同	四八〇	四四五十〇	
東京	模範	祛痰劑	たんせき	四〇	卅〇	五十〇
同	松澤	奇應丸	麻疹、解熱	四〇	三十〇	五十〇
同	守田	奇應丸	同	二十〇	五十〇	四〇
同	白木屋	奇應丸	同	二十〇	五十〇	四〇
同	岸田	キンドル	咳止	二十〇	五十〇	
同	西川	強發	發泡	十〇	二十〇	五十〇
東京	森田	貴女の友	豫防坐薬	四十五〇	九十〇	
同	澁谷	牛馬薬	牛馬疾病	四五十〇	七十〇	四〇
同	西川	金平糊	糊	十〇	二十〇	
京都	藤村	貴眞膏	打身、肩のこり、 神経痛	卅〇	五十〇	二十〇
同	同	貴眞布	同	四〇	二十〇	五十〇
東京	黒澤	氣轉丸	下劑	四〇	三十〇	五十〇





(三) 賣藥名鑑

大阪伊藤	解熱新藥	解熱劑	四〇 三〇 五〇	散
大阪桃谷	解熱丸	解熱劑	二〇 三〇 五五〇	丸
東京尾形	馨粉	毛虱除	一〇 二〇	粉
京都山本	結毒内掃丸	梅毒	全一〇 四七〇 三〇 卅卅 四四八〇 七四 五〇	丸
東京模範	解熱丸	感冒	卅〇 卅〇 五〇 四〇	粉
同日東	ケンゴール	淋病	三四八〇 七四〇	粉
大阪丹平	今治水	齒痛	二〇 三〇 五〇	水
同	小櫻	頭痛	五〇 一〇 二〇	膏
同	呼吸器散	痰咳	四〇 二〇 三〇 五〇	粉
同	呼吸器丸	同	四〇 二〇 三〇 五〇	丸
東京安川	コロダイソ	胸、腹痛	四〇 二〇 三〇 五〇	水

【コ、ゴ】

同	同	同	同	東京	岐阜	東京	東京	同	神奈川	東京	同	同	同	同
同	東京	同	同	東京	岐阜	東京	東京	同	神奈川	東京	同	同	同	同
齋藤	四城	尾崎	田中	岡田	西覺寺	大木	泰昌	同	丸善	石井	堀内	河崎	玉置	同
御所櫻	腰下げ袋	糠精	コルラール	コメドール	五香湯	五臟圓	ゴルフ	コイルキユニア	ゴノキユニア	コカホ目薬	固形淺田飴	コプトール	コロダイソ	固形コロダイソ
頭痛	豫防	脚氣	淋病	にきびとり (外用と内 用とあり)	疝氣五香湯	大木五臟圓	胃腸薬	感冒	治疥	眼病	痰咳、美聲	頭痛	同	同
五〇	一〇	五〇 四〇	五〇 四〇 二四〇	五〇 四〇 二四〇	卅五 卅五 卅五 六五 四二五 二四 五〇 三〇 五〇 (複方) 五〇 四〇		二四〇 五〇 四〇	二〇 五〇 四〇	四〇 二四〇	二〇 三〇	卅〇 五〇 四〇	四〇 二四〇 三〇 五〇	四〇 卅〇 五〇	二〇 三〇 五〇
硬	袋	粉					錠	錠		水	菓	錠	水	錠

(三) 賣藥名鑑







(シ) 賣藥名鑑

同	東京	同	同	東京	奈良	茨城	滋賀	山形	石川	廣島	東京	大阪	伊勢	東京	同
菊地	竹内	大正	同	糸又	今岡	高倉	小島	大東	龜田	前田	淺田	増田	清水	石橋	末野
小兒せき一方	小兒咳熱丸	兒強劑	定丹	定齋	十全湯	司命丸	正産湯	腎臟圓	紫雪	女寶圓	女神散	順血湯	順血湯	子宮玉	子宮丸
同	小兒咳及解熱	小兒劑	同	毒解し	小兒藥	婦人血の道	婦人病	解每	同	同	同	子宮病	子宮坐藥	子宮病	子宮病
四〇	二〇	四〇	四〇	四〇	五〇	三〇	三〇	七〇	三〇	四〇	二〇	二〇	二〇	二〇	五〇
二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸

(シ) 賣藥名鑑

同	東京	大阪	同	同	東京	同	大阪	東京	同	同	大阪	滋賀	大阪	同	同	同
同	高木	參天堂	谷	松原	本林	同	同	松村	吉永	巴	榮光	小島	森下	同	同	同
小兒痢病丸	小兒生長丸	小兒用大學目藥	小兒固腸丸	小兒烏犀圓	小兒ドクトリ丸	小兒胎毒丸	しらみ紐	滋強丸	シクタロ	シルバゾール膏	小兒感應丸	仁丹	同(小粒)	同(銀粒)	仁丹	仁丹
胃腸カタル	胎毒下し	眼藥	胃腸病	解熱	解毒劑	胎毒下し	除虫用	補強劑	同	小兒救急藥	懷中藥	口中香錠	同	同	同	同
四〇	三〇	五〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
五〇	四〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
丸	丸	水	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	膏	丸	丸	丸	丸	丸	丸

